

監獄雜誌

第拾卷第六號

目錄

○論說

●帝國ホテルに於ける西郷侯爵閣下の獄事を聞ての所感……………(一頁)

中村 麿君

●刑法改正に對する希望……………(一頁)

山上義雄君

●余の理想とする監獄改良……………(一頁)

留岡幸助君

●司獄官吏の健康……………(一頁)

有馬四郎助君

○雜錄

●我國監獄改良の卒業者(ジョン、シー、ベレス氏の報告)……………(一五頁)

(一五頁)

●監獄死亡計數の誤謬を質す……………(一五頁)

三井久陽君

●出獄人と司獄官吏……………(一五頁)

井上榮政君

●看守の教育……………(一五頁)

在名古屋 平田嘉兵衛君

●酒徳の批准……………(一五頁)

南漢 光弘祐吉君

○典獄會議

●典獄協議會決議事項に就て……………(二八頁)

(二八頁)

○統計

●在監人員死亡者歩合……………(三六頁)

(三六頁)

○雜報

●監獄則改正證議に就て……………(三九頁)

(三九頁)

●監獄則改正證議に就て……………(三九頁)

(三九頁)

○寄書

●寄書……………(五〇頁)

(五〇頁)

警察監獄學會發兌

三版刊行廣告

前内務大臣 板垣伯爵閣下
 和歌山縣知事 小倉久君序
 逓信省通信局長 文學士 久米金彌君序
 監獄監事 務官 小河滋次郎君序
 警察監獄學校教授 兼 山義雄君跋
 中村計表 長 義雄君跋
 三浦定次 君
 上田定次 君
 監獄學 實務要領
 刑罰法 刑事訴訟法
 裁判所 構成法
 志法 行政法
 會計法規 統計學大意

監獄官教科書

菊判 八百頁餘
用紙和製上等

定價一部金一圓實價金七十五錢但無送送料代金は郵便爲換を以て東京四谷區愛住町二番地警察
 監獄學會 磯村政富宛を以て着本直に御送金相成たし但一府縣百部以上取纏め御申込の向へは三
 月。二百部以上は五ヶ月賦拂の御請求に應走べし。送金は四谷郵便支局に限る。製本完成に付申
 込次第送本致候(一個人の申込は前金を要す)

發行所

東京市四谷區
愛住町二番地

警察監獄學會

清浦奎吾君著

明治法制史

●用紙菊判上等質 ●製本背皮金字入
 堅牢極美 ●實價金二圓遞送費金十八
 錢 ●官廳の外總て前金を要す

本書は主として維新以來諸般の法制に就き各部類を分て精密に其起原沿革を歴叙し緒論に建國以來の
 法制の梗概を舉示し脈絡貫通以て粲然たる典章の由て來る所を明にしたれば一讀の下能く現行法制の
 成立する所以を詳かにするのみならず之に由て仔細に研究せば又將來如何に我か法制の發達すべきか
 を推知するを得べし、されば立法者は勿論司法行政諸官廳の局に在る士を始め苟も法政の學に志ある
 諸彦は座右缺くべからざるの眞著たり」又本書販賣の利益は舉て**慈善事事**(出獄人保護、少年
 感化、貧兒育養)の資に寄附せらるゝものなり」と弊堂幸に公刊の榮を得たり請ふ大方の諸君子亦此舉
 を賛し廣く愛讀せられんことを

發行所 書肆 明法堂

東京神田區裏神保町七番地

(電話本局千四百三十六番)

◎監獄官教科書續編出版廣告

內務省監獄局長大久保利武君序
中村襄君著述

監獄官教科書續編 外國人拘禁處遇論

全

○四六版凡百七十頁 ○クロリス製金字美裝
 ○定價金參拾錢 (全國無遞送料) ○實價一部金貳拾五錢(同上)
 ○製本完成ニ付申込次第送本ス
 ○官署名又ハ署長書記、看字長諸君若クハ監獄雜誌及本會發行書籍代集金御主任ヨリ御申込ノ外ハ前金御送付ニ非サレハ一切送本セス
 ○代金の書籍到達ノ即日郵便爲極ヲ以本會宛四谷郵便支局振込ノ
 一 本書ノ目的 監獄官教科書補足ノ爲メ之レカ續編トシテ著述セラレタルモノニ
 シテ專ラ外國人ノ拘禁者ヲ處遇スルノ方法ヲ講究スルノ資料タラシメントスルニ在リ
 一 本書ノ基礎 獄監則、施行細則、刑法附則及內務大臣ノ指示并ニ當局者ノ意見ニ則リ之レカ應用ノ
 適否ヲ論述シタルモノナリ
 一 本書ノ引照 小河岳洋氏ノ講話、香港監獄則及同地監獄ヲ實查セラレタル山上義雄氏等ノ談話又
 ハ講演在留英國商法會議所員カ本國ノ命ニ依リ條約改正委員ノ資格ヲ以我監獄ヲ觀察シタル見意報
 告書等ヲ摘載セリ
 一 本書ノ印刷數 監獄官教科書御研讀ノ諸士ニ頒ツノ主旨ナルニ依リ多クノ餘部ヲ存セサルヲ以有
 志諸君ハ此際一時ニ御申込アラント切望ス
 一 本書ハ監獄官教科書御購讀員、實費ヲ以頒ツノ目的ナルヲ以教科書御研讀ノ諸君ニ限リ左ノ割合ヲ
 以御需要ニ應スヘシ
 一部金貳拾錢 (全國無遞送料) 五十部以上一纏メ御購讀ノ向ハ二ヶ月賦御拂込ヲ諾ス

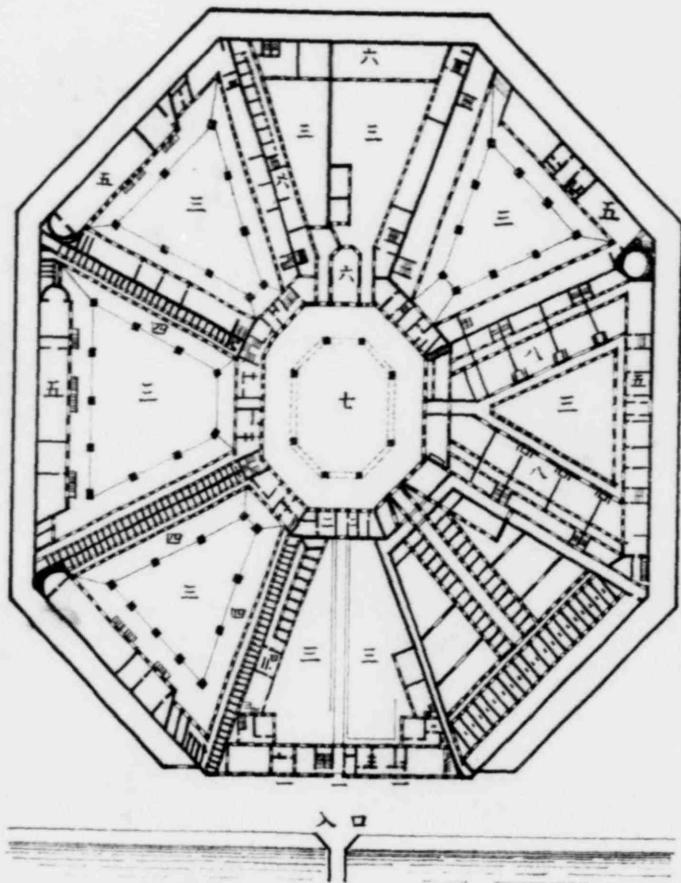
發行所

警察監獄學會

一典獄官會

9 2 月 1 日

監男刑期長トシゲ義耳白
(房分間夜居雜間昼)



六 倉庫
七 中央庭園
八 病監

一 典獄官舎
二 事務所
三 庭園

四 夜間分房監
五 食堂、教場、工場

監獄雜誌第十卷第六號

(明治三十二年
六月二十日發行)

論 說

○帝國ホテルに於ける西郷侯爵閣下の獄事談を聞ての所感

中 村 襄君

過般上京中の各府縣典獄及内務省監獄局の高等官諸士は客月十八日を以て西郷内相小松原次官並に大久保監獄局長を帝國ホテルに招待して歓迎の筵を開かれたり會する者無慮六十有余人最も盛會なりし筵終るの後内相其他一同は席を休憩室に移し相互參々伍々椅子に寄り席を共にし或は高談を戦はせ或は笑話を試み和氣霽然嬉々歡樂喧騒の聲室内に滿ち渡りたる頃西郷侯は徐かに席を起たれ一同の方に歩を移されぬ侯の容姿は世人の熟知する如く體軀肥大に容貌魁偉眼光炯々星の如く凜平たる風采は百万の貔貅をも畏縮せしむへく又鬼神をも叱斥すべし然れども温然として衆に臨まるゝや其閑雅なる霽月の如く又春日の如し其恩愛は以て嬰兒をも懐くべく所謂柔中に剛あり剛中に柔あり其多面多角なる資を備へらるゝは即ち侯の侯たる所以にして朝野人士の侯を尊敬欽慕して止まざるもの蓋し又茲にあらん乎慙くて侯は莞爾として衆に謂て曰らく

皆さん、私は……今監獄の事に就きまして、一寸思ひ出した事がありましたで、

皆さんにお話ししようと思ひます、エ、夫れは恰度明治五年頃ろかと思ひました、九が、ジョン、シーベレーと云ふ人か、我國に始めて参りまして、アノ、神戸に……、其時の兵庫の縣令は、神田孝平で、内務卿は大久保さんでした、ベレー氏は、始めて、兵庫の監獄を看まして、其縣令神田に向ひまして、尋ねますに、貴國の監獄の役人は、刀を指して居りますが、アノ刀は何んにするのじやと、申されました處が、ドウデサー、其時神田は、ぬからぬ顔して、眞面目で……、答へて申しますに、エ、アノ刀ですか、アノ刀は、囚徒が亂暴したり、又逃走したりする時、斬り殺すのであります、(此時侯は嚴然として兩腕を眞向に構ひ人を斬る体に擬す)最も得意顔をしたそうじやで、之を聞きましてベレー氏は、驚くの驚かないではない眞に魂消けてしもうたのじや、アハ、ハ、ハ、其驚きは無理はない……、夫れからベレー氏は、大阪へ行きまして、又其監獄を看ました處が、大阪の知事は、渡邊じやで……、例の擊劔好きの……、先頃まで、會計検査院長をして居つた、渡邊昇じやから耐らんで、其時渡邊の思ふには、切角遠くの處を來て呉れたトヤからとて、厚く款待する積で……、自慢半分に、監獄で擊劔を盛んに遣らして看せた……、我國の監獄の役人は、是れ此通り擊劔が上手で、平素腕力を此のように、磨ひて居ると誇り顔して觀せたから、耐らんじやて、先生、前きに兵庫で、神田の話しを聞ひて、善ひ加減に驚ひて居つた處、又大阪で、渡邊に監

獄の役人は、腕力さへ強ければ、夫れで善ひと云ふような風にて、實地を觀せられたから、先生は眞に呆れて仕舞ふたのじや、其處で、ベレー先生は、我國の所々の監獄を調べて、時の内務卿、即大久保さんに、意見書を出したのじや、今考へて見れば、實に馬鹿らしひようじやがね……、先其時分の、監獄の思想は、恰度コナンナものであつたのじやで……、今日では眞に一つの笑ひ話じや、夫からして見れば、今日の監獄は未だ充分とは、無論、謂へぬがマゝ兎に角……、實に非常に進んだのである、是も畢竟云へば、皆さんの、御熱心なる御勉強の結果である、私は深く喜んで居ります、ドーゾ、此上とも、一層御奮發下されて、充分改良して……、他國に負けぬよう、立派な監獄にして、戴きとう御座ります……、是は、寔に詰らぬ事ですが、只今思ひ出ししました、ホンの皆さんの御参考まで一寸お話しを……、

肝々諸士は侯の此談話を聞き如何に感せられしや之を一笑として過す時は極めて無意味なるが如しと雖も深く考へ善く之を味ふ時は其意味頗る深長にして又吾人が責任の念重きを覺ゆるなり

侯は今更吾人の言ふまでもなく實に國家の柱石たり又元勳たり侯は即ち維新前後に於ける國歩艱難所謂外患内憂の衝に當り其難局を一々料理し來られ今日に至るも尙廟堂に在りて大政の樞機を握られつゝあるに拘らず恁かる些末に(國家の大政を掌る上から見れば)等しき一片の談話を而かも數十年前に係る事柄を善く肥臆に存せらるゝ所以のものは他なし侯は我國人の未だ監獄改良を唱へざる時代に於て業に已に之が

改良の必要なる事を認められたるにあり候の今日此事を吾人に語られしは、是決して偶然に非らざる事を思はざるべからず、吾人は侯の斯業に於ける鋭意熱心なるを思はざるべからず、然れども或者は謂はん、侯の斯業に意を傾注せらるゝの篤き夫れ、侯の如し然るに我國監獄の未だ其効果を收むるに至らざるは何ぞや之抑も異とする處なりと、夫れ或は然らん然れども、雖て我國政を顧れば、教育に軍事に又農工商に或は交通に衛生に又司法に於ける諸政皆備々數年間に於ける新事業ならざるなし、凡て事を行ふ緩急あり順序あり、蓋し監獄の未だ完全ならざるは之を要するに其緩急順序の結果也、換言すれば、即後廻しとせられたるが爲めに尙全きの域に達する能はざりしなり。

然れども今や之が改良の機熟し否之か改良せざるべからざるの期に際會せり加ふるに、吾人は内相として此侯を載き之が補翼としては、曾て斯社會に令聞の赫々たる小松原次官及大久保局長のあるあり、斯業前途の望恰も春の海の如し吾人之を喜び之を祝し、暈勉努力夫れ勉めずんば非らざるなり、殊に今回吾人の會合にをける侯及次官併に局長の諸公は國家の樞機に在りて百般の要務を負はれつゝあるに拘らず、客月十八日には吾人の請を容れ帝國ホテルに臨まれ、其翌十九日は吾人を内相邸に引き最も盛大なる筵を張られ、又其二十日には精養軒に於ける監獄協會の總會に、狂驚の榮を辱せられたり、蓋し國家の重きを擔ふ諸公にして、侯の如く吾人の爲め貴重の日子を惜まれざるは、抑も諸公の斯業に意を注かるゝの厚、又吾人に深く同情を表せらるゝに因るに非らざるよりは、豈焉ぞ、慙くの如くなるを得べけん乎、之れ斯社會に於ける未曾有の光榮にして、吾人は此榮を紀念たらしめん爲め、我史上に特筆大書して、以て大に感謝せすんは非らざるなり。

嗚呼、予は惴々焉として之れ懼る吾人果して諸公閣下の此殊遇に酬ゆるを得べき乎を、吾人之が成否に至ては固より逆視する能はずと雖、庶幾くは誠心誠意、華々暈勉して、以て侯の今日吾人に笑話として述べられた

るが如く、吾人は今日の監獄の實況をして他日之を一笑話に附するの域に達せん事を期するに在る而已、吾人の責任亦重哉、予之を思ひ之を考ふれば、衷心歌々及寢食に遑非らざるなり、知らず諸士亦予と感とを同ふするや否や、聊か所感を叙し云爾。

○刑法改正に對する希望

山上 義雄 君

前の刑法草案に於ては、其第三十條以下に於て、執行猶豫の法を定め、初犯若くは偶發犯者に向て、罪惡傳播を防護せられんとするは、我刑法上一大進歩にして、吾人の最も満足する所必らず、目下調査中の刑法草案に於ても、此等の條文は一層進んで設定せらるゝならん而して、吾人は尙ほ刑法に於て、短期の自由刑及罰金刑に換ふるに、其罪質に依り、監獄(園外)即ち拘禁を爲さずして、強制作業を科し得るの條文を設けられんことを希望するものなり、其理由は、刑の執行に依り、犯罪者をして入監以前に比し、道徳の感念を減退せしむるは、既往及現在の事實にして、社會改良上忍ぶべからざる所なり、安寧を維持せんと欲し却て危害の度を増進す、微罪の爲めに入監したるもの終には、極惡の徒輩と化するは、吾人の認むる所角を矯めんとして、牛を殺すの類のみ、歐米各國の如き、獄制の進歩構造の完成せる所にありても、今日尙ほ監獄は罪惡の學校たるを免かれず、况んや我國の如き、後進の監獄に於ては、此弊實に其極にあるものと謂ふべく、一度刑の宣告を受けたる者は、其罪の輕重を問はず、刑期の長短年齢の別なく、同一監獄に拘禁せられ、懲役と云ひ禁錮と云ふ唯名のみにして、執行上に於ては、毫も異な

るなし設し他日幾部構造の改良に依り風俗的弊習は之を防遏し得らるゝものとするも重罪の區分の如きは到底遽かに望むべからず就中憐むべきは罰金換刑のものなりとす拘禁の目的既に社會の安寧にありとせば罰金完納を拘禁を以て強迫するが如き抑も謂はれなき事にして此等に對しては監獄外の強制作業の如き殊に適當なる方法なりと謂ふべし是れ吾人の刑法中此條文の設定を希望する所以なり

若し吾人の望むか如く監獄外に於ける強制作業を以て直接に短期自由刑に代ふることを得ずんば少くとも罰金刑に對しては其徵收の手段として此方法の採用こそ切望の至りに堪へざるなり

刑法改正に對し吾人第二の希望は感化遷善の途なき犯罪者に對しては刑期を定めざるの主義を採られんこと是なり本問に就ては先決問題として感化改善の途なき犯罪者ありや否やを決定せざる可らずと雖も感化改善の途なき犯罪者の有無に就ては學者間己に定論あり理論としては敢て欠くる所なきも事實上より之を觀れば絶対に曾無と謂ふべからずフェルター氏の犯罪類別中に所謂習慣犯者及先天的若くは精神病的犯罪者の如きは即ち此類に屬すべきものと謂ふを得べし精神病的犯罪者に就ては特り精神病的原因のみならず精神病的犯罪者に至るの間幾多の變遷を経過するものにして之を識別する方法はロンブローゾー及伊太利學派は人体の組織の變状より斷定を下すと雖も此の如きは素より精神異狀に於ける法律上の斷定法として効力を有するものにあらずして寧ろ醫學的作用に屬し各個人に就き其病原果して先天的なるや境遇及教育の不完全等に因り特發したるや否を研究せざる可らず而して此種のもの雖も感化矯正の途を講じ再應犯罪をなしたる後にあらざれば感化改善の途なきものと斷定する能はず之に反して精神病的のものにあらざりして感化改善の途なきものあり所謂習慣犯罪者にして犯罪を以て營業とするもの是なり而して此類別に屬する犯罪人中亦時として精神異狀の特徴を發見することあり故に吾人は先天性又は習慣の結果に依り若

くは職業的犯罪生活の結果に依り數回犯罪するもの、如きは之を感化改善の途なきものと斷定するものなり然らば此の如き不治犯罪者に對し如何なる方法を設けたらんには社會の安寧秩序を維持し得べきや未開無人の領土を有する邦國にありては或は罪囚殖民等の方法を採用し得べしと雖も我國の如きは到底之を能くするものにあらず從て之を監獄に拘禁するの外なし幾度が出し幾度か拘禁するも何の得る所あらざるのみならず拘禁を新にする毎に搜索審問の爲め巨多の費用を費し而して犯罪者は一回毎に犯罪的知識を増加し社會危害の度は益々高きを加ふるのみ而して之を矯正する方法手段としては不定期刑を宣告し執行の結果如何に依り特典の處分を施すを以て最も適當なりと信ず此の如きは或は苛酷に失するものなりとの變なしとせざるも是素より皮想の言に過ぎず犯罪者にして改過遷善の狀あるものは假出獄等の方法に依り何時にても出監せしむるを得べく改心せんとするものに對しては寧ろ大なる恩惠と謂はざる可らず故に吾人は習慣犯罪者に對しては此主義の採用を切望して止まざるものなり

○余が理想とする監獄改良

留岡 幸助君

如何なる種類の學理を論究するも又如何なる種類の事業を討究するも目的と方法を混同するに於ては殆ど其真相を捕捉し能はざるべし、是を以て其真相を看破して之を實際に現出せしめんと欲せば目的と方法を明確にして以て之が實行に勵まざるべからず、

犯罪者を刑罰することにつき目的と方法を明かにせざれば恐るべき論結に到達しその實際に現出する結果

は頗る嫌厭すべきものなくんばあらず、犯罪者を懲罰するは犯罪者を發達進歩せしむるの手段にして、懲罰せん爲に懲罰すへからざることを素より論を俟たざるべし、苟も典獄の能不能、監獄主義の健全不健全を試験せんと欲せば犯罪者の進歩と改良如何に着眼せざる可らず、其故に昔より犯罪者を刑罰せし歴史を研究すれば最も殘酷なる處遇法たる流竄刑、地下獄刑、奴隸使役刑、身體を殘害する體刑等は文明進歩の光火と共に消滅しつゝあるにあらざや、何故に此等の刑罰が漸次消滅しつゝありやと云ふに一ツも犯罪者の進歩と改良に功益あらざればなり、然らば即ち犯罪者は刑罰を施すなく單に教育せば足れりとなすか、曰く然らず、卑見に據れば峻嚴なる國法に抵觸したる犯罪者は而かも嚴格に懲罰せざるべからず、その懲罰すへき方法は妄りに犯罪者を苦ましむるにあらざ吾人の科せんと欲する刑罰は正義と人情に適合せる刑罰にして而かもこの刑罰は正義と人情を満足せしむると同時に又能く犯罪者をも改良進歩せしむるなり、斯の如き刑罰は犯罪者の利益たるのみならず又能く國家の爲たるなり、

吾人の意味する刑罰は犯罪者の心裡に蟻屈せる放縱惰弱不規律の精神に對して國家の峻嚴なる一大意志を徹底せしむるなり、この一大意志は即ち國家の法律にして苟も犯罪者となりたるものは假借なくこの意志を遂行せしむるの覺悟なかるべからず、一部を遂行して他部を遂行せざるが如きは當局者の恥辱として漸死すべきなり、吾人が犯罪者に科せんとする刑罰は懶惰なる者には勞作を強制し、暴飲者には禁酒を強制し、無學者には讀書を強制し、不潔者には清潔を強制し、不從順者には從順を強制することにして此等は少くとも彼れ犯罪者に取りては多大の懲苦たらすべからず、此の筆法を以て悉く自由刑を適用する時は情弱なる彼等の意志と習慣を矯正感化するや疑ふべきにあらざ、吾人は十六七世紀に行はれたりし牢屋的觀念を洗淨して新思想を濫善せざるべからず、

論

説

若し萬一犯罪者を處遇するに當りて單に苦痛を與ふるてふことが骨子ならば外科醫が患者に對して治療を施すに際し治癒の如何を顧みずして濫りに痛苦を與ふると同一にして非理と殘忍之より甚しきものなけん、正義を満足せしめん爲に復讐的刑罰を科す可し、若くは近世盛んに行はるゝ利益主義賠償論等の如きは「ヒューマニチー」を基礎として人は何人も能く同胞にして兄弟なりとの基督教學理に及はざるや遠しと謂ふべし、人類は如何程墮落するも禽獸と化せず、人は何處までも人にして惡魔にあらざ、之れ監獄改良と出獄人保護に大希望ある所以なり、比較的強健なる我儕は病弱なる犯罪者に對しては醫師の位置に立たざるべからず、其故に犯罪者に對して吾人は醫師の位置に立つと同時に外科醫が患者を截斷するが如く切る可き所は之を切り、細帶すべき所には之に細帶して以て其治癒を祈らざるべからず、吾人が犯罪者に對する思想は概ね斯の如きものなり、

現今文明國と稱揚せらるゝものゝ中にも頗る野蠻に近き習慣と風俗あるを知る、その如く犯罪者に對する文明的處遇と稱するものゝ中にも頗る野蠻のものあり、夫の死刑の如きは其の最たるものなり、不完全ながらも現今の刑法は復讐主義を否認せるにも係らず復讐主義を代表せる死刑を存立せしむるが如きは吾人の怪訝に堪へざる所なり、吾人が刑罰として犯罪者に科する刑罰中より死刑の如き野蠻刑は早晚消滅せざる可らざるを信せずんばあらず、犯罪者を病人と見、典獄を院長と見做す時は監獄其物は推理を論結として病院たらさるべからず、病人を快復せしめんには巧妙なる手術と深遠なる學理に精通せる院長なくんばあるべからず、之と同時に院長を補佐せん爲の助手と看護婦を要するや論を俟たず、典獄は院長なり、書記看守長は助手醫にして看守は看護婦なり、然るに典獄たるもの斯學の理説に精通せず、書記看守長と看

守斯學を修養する學校に入らずして人々個々思ひ／＼に自己流の管理と處遇を爲すに於てはその結果の思はしからざるも又無理ならぬこと、謂ふべし、於是乎當局者見る所あらん將さに開校せられんとする警察監獄學校の設備あるも之が爲なり、

犯罪者の改良及處遇に關して犯罪者たるもの、無學なると、及道義觀念の薄弱なることを發見して之が改良に對して各種の方法を喋々するものありと雖も我國に於ては未だ曾て犯罪者の身體に欠所あることを認識して道念智識を啓發開導するに先ち犯罪者の身體を壯快ならしめて以て智識を扶植し、道念を煥發せしむるものあるを聞かず、故に教誨師は單に宗教と道義教誨のみを注入して善良の民たらしめんとし、醫師は身體のみを顧みて善良の民たらしめんとし、看守長看守は規律のみを勵行して善良の民たらしめんとす其目的を達し能はざるも又理由なきにあらざるなり、看よ一個の人類は智と情と意とを併有す、實に心情的を有するのみならず心情と共に又能く身體を有するなり、其故に肉體の不健全は心情に影響すること多く、心情的の開發せられざるは肉體に大關係を波及するものにして、輒近の心理學は生理をも兼ね修めて生理的心理學なるもの學者間に盛に唱導せらるゝ所以なり、是を以て考ふる時は監獄衛生と言ふことは單に監内の掃除のみを完全にして満足することなく犯罪者に與ふる空氣、水、運動、食物、及身體の欠所如何に深く注意する所なくんばならず、教誨師のみを以て犯罪者を改良せしむる能はざる如く、醫師と看守長と看守とのみを以ても能く犯罪者を改良し能はざるなり、苟も監獄の吏員たるものは總掛にて犯罪者を改良せざるべからず、

下等人類殊に犯罪者の如き種類の心智、靈性を開發せんには身體的處遇の大切なることの新證明は監獄學に於ける最新の發明なりとす、

論

犯罪者は特徴的の爲に生涯改良進歩し能はざるものにあらず、言はゞ動物的情慾の爲に發達すべき自心の諸能力を阻碍せらるゝなり、以是普通人民の爲すべき事柄を爲し能はざるのみ、故に以上列擧したる方法と旨義に據り其缺損せる身體、魯鈍なる心性、を開發せしむる能く普通人民と同位置に班列し得るなり、エルマイラ監獄の經驗に依れば犯罪者を改良する方法として軍規体操、浴湯、格別なる在監者に對する特種の食物、及運動、教育、授職、宗教等を以てせり、加之該監獄は怠惰は犯罪の重因たるが故に曉明睡氣を拂つて起床するより暗冥四圍を襲ふて眠枕に就くまで瞬間の隙なく在監者をして活動せしむるなり、プロックウエー典獄の説に依れば在監者の或者には普通人民よりは二倍の勞作を科するも決して過酷なるものにあらずと、「エルマクラ」監獄に於ける活動とは何ぞや(一)を作業(二)を教場の働と云ふ、前者は主として身體的活動にして後者は概ね心智の活動なり、

在監者若し身體に適當の處遇を受る時はその次は心意を廣潤ならしむる爲の智識的教育是なり、若し心智を程能く開發する時は犯罪者自らも罪惡の至愚なることを悟るべし、加之心智の開發と共に道徳的行爲を激勵し、自ら犯罪者を道徳の人たらしむるに便益多し、

學事と勞作を獎勵せんには自然的を要す、然して兩者の進歩を來さんには監獄内に於ける半奴隸的の生活は最も不利益あるを證す、在監者の學事と勞作に効果あらしめんとせば在監者が彼等各自に此等の働に面白味を起すやうせざるべからず、之を爲すに必要欠くべからざるものは不定刑主義の實行是なり、即ち放免の自由は勞作と學事の成績に依りて速なるてふ觀念を與ふること必要欠くべからず、而して怠惰と等閑は其刑期を延長することに與りて力ありとの事柄を腦裏に銘刻せしめざるべからず、

以上開陳したることは少くとも吾人の機會を得場合に臨みて以て實行されんことを冀望するものにて犯罪

說

者の改良、監獄大目的の成功は多くこの裡に胚胎するを信すればなり。
右の論文は博士コロン氏の「近世監獄學の旨義」に據る所多し

○司獄官吏之健康

有馬四郎助君

「精心一到何事か成らざらん」とは、古來傳唱せらるゝ成業上の眞理にして、千艱萬難之に由て以て破碎せられ大業難事之に由て以て成就せらるゝは、日常に顧みて顯著なる事實也とす、されど曠て事業成功の要素より言へば、これ只だ半面の眞理を説き明かしたるに過ぎずして、他に又た之と等しく成業に缺くべからざる一大要事のあるを發見せずんはあらず、そは即ち強健なる肉體是れならずや、試みに思へ、吾人今茲に或る細工をなさんと欲せば先づ之に要する所の器械を得ざるべからざるにあらずや、而して器械を以て立派に器具を製作せんと欲せば、其器械たる充分使用に堪ゆる堅固のものならずや、へからざるや言を待たざる也、見よ人世の競争場裏に馳驅するの人を最後の戦勝者たるもの多くは之れ體格強壯なるものにてある也、之れ理の當然にして體格虛弱なれば勢ひ精神も亦虛弱にして其爲す所行ふ所言ふ所思ふ所皆虛弱なるものなれば也、彼の肺病患者の怒り易き胃病患者に杞憂家の多き前に好適例として見る可き也、

我監獄事務の繁雜多勞にして他に比類なく、所謂無病精根の人にして始めて能く其職に堪へ得べきは、世既に定論あり聊か蛇足の嫌ひなきにあらずと雖ども請ふ試みに吾人をして更に其一班を挙げしめよ、

論

監獄は怨恨、妬忌、懶惰、邪見、忿怒等萬殊の難僻ある厄介物の集合所也、この厄介物に對し個々に適應する排判的處遇を爲すの面倒にして容易の業にあらざるは茲に論する迄もあらず、而して其間常に遭遇する所のものは實に彼等の譏諷、欺喝、罵詈、暴行等の如きあらゆる不法法にして、殆んど當局者をして義憤又は絶望の情に堪へざらしむること比々皆之れ也、されど此等の場合に於て從容として迫らず憶せず嚴然又温然公平なる觀察を爲して其措置を誤らざるもの果して何人か之を能くせん、之れ又た彼の氣うま神つかれたる虚弱者の能く爲し得可き所なる乎、

監獄は規律の府にして又た實踐躬行の境たり、苟くもこの二事にして行はれずんば監獄は己に精神的に亡びたりと言ふも敢て過言にあらず、されば典獄は上長官として又た師父として職務の内外に責任を帯び、徳を修め賊を靖し親しく全般を巡視監督して常に實狀に通曉すべく、下級司獄官吏も亦各自に義務の感念を厚くし鞠躬其職に竭す所なくんはあらず、然るにこの事たる亦た之れ心身共に健全なる精根強き人物に由らずしては行はれ難きことにして安んそ彼の青白細腰眼鏡越に薄書のみを閲するを能事とせるか如き虚弱者に望み得べきことならんや、

説

監獄の吏員は由來事務の繁多なるに比して頗る過少也、而かも計數的の事務多くして緻密なる頭腦と敏快なる手腕を要することの多きに至つては之を他の警察事務等に比して同日の論に非らず、故に普通一般の損得より打算し來れば監獄の官吏ほど薄遇せらるゝものはあざざる也、何となれば吏員過少の結果早出晚退殆ど常例の如く而かも擔務は常に卓上積て堆を爲し今予處理し盡して一息衝かんとする場合の如きは監獄に於ては絶へて見ることの無き事柄なれば也、且つ彼の暑中休暇の制の如きも監獄吏員に對しては更に何の恩光も及はざるに非らずや、蓋し如斯は恐らく他に多くの頽例を見ざる所ならん、之を警ふるに監獄の

吏員は恰かも残忍酷薄なる馭者に馳られ重荷を負ふて走る馬の如き實況なれば、硬骨鐵の如き木強漢にして根氣強き人物にあらざる己上は到底其能く堪ゆる所にあらざるや明か也、健康體は雅量を宿し、喜樂を宿し、勇氣及精根を宿す、於是獄務の難事業に該るもの誰か健康を輕視することを得んや、即ち監獄事業と健康とは到底分離すべからざる關係あつて存する也、殊に吾人は今日獄制革新の時代に於て特に一層の必要を認めんばならず、然るに我敬愛する有爲有望の司獄官中往々顔色蒼白元氣消沈傍目にするは尙は氣の毒に堪へざる人なきを保せず、吾人は之を認むる毎に轉々憂慮に堪へざるものあり、

健康を保全するの法は自ら多趣あるへし、されど手近にして最も有効なるものを探はんと欲すれば、吾人は即ち左の方法の如きは司獄官吏に取りて尤も必要のものならんと思ふる也

第一思慮轉換法 即ち日夕獄事のみ思慮を凝らし譚談として絶へて、他事を顧みざるべきは心氣消耗途に身體を害するに至る事生理上免かれ難たき所なるか故に、自ら規律を嚴定し他事に思慮を移すの時間を造り出さるべからず、例へば執務時間外は務めて屋外田圃の間を運動し又は明窓淨机の上に古書を掃き、或は時としては圍碁若くは家族團樂の中無邪氣なる遊戯等を爲し一方に精力を專注する代りに或る時は全く思慮を獄事より脱離せしむること大切也とす

第二食物を注意して睡眠時間を守る事 衣を飾るは生命を延ばす所以にあらざるを悟らば之を以て營養分に代へ常に口を養ふ事を大切と爲さるへからず、これ最も思慮ある職者の務むべき所也、又た睡眠なるものは人體の培養者なるを忘るへからず、宜しく就寢起床の時間を定め充分に靜養するの心懸肝要也、夜を深かす事は半は其足を墓地に投

したるもの也との極論するに至りたる今日、宿直明番等の看守諸士か漫然日中會談雜誌に氣を奪はれ無駄に休養時間を徒費するか如きは公私共に無謀の甚たしきものと云ふべし 寄語す、健康は百福の基にしてこのもの失はるゝや富貴も權位も以て心を喜はしむること能はず、即ち好き健康は地球上最上の寶たるを忘る可らざる也、請ふ生を衛り身體を大切にし自家の幸福を作ると共に其骨太き手と逞ましき脚足と精敏なる頭腦と多情多血なる胸臆を以て我監獄改良上道途に横はれる荆棘を開拓せよ、

雜 錄

○我國監獄改良の卒先者

(ジョン、シー、ペレー氏の報告)

ジョン、シー、ペレー氏は曾て千八百七十二年の頃より神戸醫院長として我邦に來朝したる者にして醫務の傍、數多の監獄を視察し我邦に在て改良の急務を唱道したるの卒先者なり同氏歸國後マエムス、エス、デニス氏の我日本國の狀態如何を問ふあるに際し答書中監獄觀察の順序を述へて詳なり依て今茲に之を譯して以て參考に供す

マエムス、エス、デニス氏に答ふる書中 (前略) 抄譯 千八百九十四年十一月廿七日付 予は又日本政府に向て癩病取締に關する法律の必要娼妓(公認)監督に於ける法律の不備及監獄改良の必要を警告したり特に此の最後のものに向ては貴下の注意を請はすんはあらず

千八百七十三年予は神戸縣立の病院に従事したるの時其醫員の一人は現に監獄醫の職を兼ねるの故を以て予に勸めて共に監獄に臨み流行病感染の病者を訪はんことを求めたり予は之を諾し共に神戸監獄に赴き獨り病者並監獄衛生の狀態を視察したるのみならず尙進んで本邦監獄内に充満する所の彼の可憐なる囚人其者に就て視察を遂ぐる所ありたり而して其狀況は報告書を以て直に當時の知事神田氏(其後氏の

令息はアームストの大學卒業生に呈し以て其改良を促成したり爲めに其舊態建築の許す範圍に於て懸弊を改良したること鮮からざりし次年に迫んては終に改築を施すに至れり而して亦予は一面我全權公使マホン、^①エーヒンガム氏の手を経て日本政府に向ひ數多の監獄を訪問し其の状況並に改良の事項を報告せんことを請願したり當時の外務卿たりし寺島伯は外國人に向ひ監獄を視察せしむることを躊躇し數ヶ月を経るも尙許容せざるを以て己むなく直に東京に赴きヒンガム氏の熱心なる同情に依り監獄監督權を有する内務大臣を訪問すへきの勸告を受け同氏の紹介に依り當時の内務卿大久保利通氏に刺を通せり大久保内務卿は喜んで予の希望を納れ直に其許可を與へ尙一面各監獄に向ひ視察上十分の便宜を興ふべき旨を通知することを諾し且直接に予に其報告書を送らんことを望みたり其翌年の冬期に至て予の補助醫にして漢學者たりし木村氏と共に其餘暇を全く此の視察事業の爲めに投ずるに至れり是より先き數月前予の所謂當局者の返答を待つの間於て予は彼の紐育にて有名なる監獄改良家故のイー、シー、ワイ、ン、ス氏に書を送りたれば氏は好意を以て之に關する有

益の書籍を予に寄送せり是れ實に改良事業の爲め予の監獄を視察するに際し質問を試むるの惟一の指南車にして就中當時倫敦に於て開かれたる万国監獄會議の報告書の如きものは最も然りとす故に予は監獄に臨む毎に略之と同一なる問題を試み其答辯を典獄より得たり而して獄内の規定の抜抄、予並に木村氏の視察の結果質問に對し改良の意見等は予は今茲に其報告書を有せず且二十年以前に係るを以て詳述することを得ずと雖も大略左の如し

- 一、監獄衛生
- 二、監獄官吏教養の必要
- 三、監獄は犯罪の學校に非ずして(當時の状況實に然りしなり)犯罪者を改良し及社會を保護するの場所なるが故に其年齢と罪情とに依り區分を施すを要す
- 四、作業を奨励し且出獄後職業上必要の器具購買に充てしめんが爲めに相當の貯蓄を爲さしむるの準備あるを要す
- 五、懲苦よりも寧ろ改良に向て注意を施すこと最も有効なり
- 六、宗教を用ゆるは犯罪者改良の爲め最も必要なる

要素なり

報告書は大久保内務卿の命令によりて直に印刷に付せられ普く日本帝國内各監獄に向て配付することゝなれり而して此一片の報告書は如何に監獄に對し満足なる好果を呈したるや否やは固より予の茲に明言する能はざる所なりとす數年後予は高崎知事の招によりオチス、ケーリー氏と共に岡山の監獄に臨みたるの時四人は清秩なる衣服を着用して健康に一定の區分法に従ひ各々作業に精勵し笞杖の罰は廢せられ善行あるときは刑期を短縮すべき恩典に浴することを得べく且佛僧僧侶は教誨師學校教師並に朋友として親切に囚人を感悟せしむるの制あるを一見せり一應の視察を終へたる後予は實に滿心喜悅の情に堪へず如何に斯の如く整頓せられたるやを尋ねたるに典獄は答へて曰く余は一書を得て之を閱讀して頗る利益を得たり我監獄今日の改良は實に此書籍の賜物なりと而して其書籍なるものは即ち予の報告書に過ぎざるなり知事は尙大に基督教宣教師に待つことありたるを以て其後無二の親友と爲りたるか爲めに土地を供せられ其家屋の一部を以て教會に充つるの

便宜を得爲めに教會事業は此地に於て最も早き成效を見るに至れり予の僅に神戸監獄を視察したるの一事は其結果として尙又實に驚くに堪へたるものあり則ち予の視察の後幾程もなく典獄は作業奨励の爲めに各囚人をして各々其の特技の職業に従事せしむる所ありたり之に依て監獄内に於て靴莞、筵籠等は製作することを得べく其他彫刻の竹杖等をも作ることもなれり數日の後典獄は此の彫刻したる竹杖五箇を予の家に齎し思ふに此品は外國人の好んで購求する所ならんとの談話を爲し予も亦之に應じ直に書を外國商品販賣店の主人に送り之か爲めに終に該職業は監獄以外に蔓延し今日に至ては輸出の大部分を占むるに至れり則ち神戸の彫刻したる竹杖は世界各國に於て殆んど今日之を見るに至るの状況あり

基督教者たる前田氏は予の要求に依て神田知事の手を以て監獄教誨師に任せられたり當時日本には僅の基督教者のみなりと雖も此新事業に向て熱き同情は呼びされ其與へたる効績鮮しとせず其後原氏も亦神戸大監獄の教誨師として遂に職務を採るに至れり氏は其後北海道に赴き献身的事業として囚人の感化教

誨を掌り又此地の監獄改良に向て熱血を漲き近時に至て南部に於て最も熱心に基督傳道の職に従事したる牧師留岡氏及其他の諸氏と共に斯道に従事し現に其成績を奏しつゝある者なり是れ實に囚人の改良に向て如何に宗教は最大要素なるかを証明するに足るものなり予は今之に關し北海道集治監各分監に於ける監獄事業の状況を詳述せる一小冊子即ちコルチス氏によりて著はされしものを貴下に送るへし之に依りて該状況を諒知せられんことを請ふ留岡氏は現に今日我國に於て監獄制度を研究せられつゝありこは貴下に取ては頗る興味あることならん、貴下の大久保内務卿に捧呈せられたる報告書は暗黒なる我監獄界を照すへき一點の光明なりと亦以て多少の状況を知らるに足らん

○監獄死亡計數の誤謬を質す

三井久陽君

計數は頗る淡薄無味の如く見えて其實頗る多情有味なる者なり殊に其比例數の示す所によれば益以て計數の興味あるを覺ゆるなり例へば日本の人口は其戸

數の増加と共に年々或る一定の比例を以て増殖をなし殖産興業貿易も亦た之に伴ふて同一の比例にて進歩をなせるの徴候を觀るを得んか之を觀る吾人の感觸果して如何そや之れに反して犯罪の員數年々増加をなし殊に兇暴残忍の行爲益多きを加へ出產の數は死亡の數よりも降下し犯罪件數は捕獲の數と益懸隔するの傾きあらは又た果して吾人の感觸如何そや之を顯はす計數は僅に一より九に至る數々の文字と〇なる符印の一個あるのみ吾人若し此數の一を採りて一は即ち一なり一個の數字なりとせば所謂無味淡薄にして畢るのみ一個の一空に同し然れども之を或る關係に結合して例へば犯罪者は人口の比例に於て毎百に對して一の増加を觀ると云は、誠之れ甚た容易ならざる現象となるなり故に統計上に於ける數字は厘毛と雖も亦た頗る慎重の注意を怠るべからず毫も亦た誤謬あるべからざるなり

監獄統計の公にせらるゝもの、内甚たしき誤謬の計數を掲ぐるものあり監獄死亡者の比例數之れなり此比例數は如何なる方法に據りて算出せられたるか又た此計數は如何なる關係に在て最も甚たしき刺激を與ふるか何れの比例數を觀るも其實數即ち顯はれた

る事實を採りて左の二様の計算をなせり例へば千ニ

(甲) 死亡數×1000 = (乙) 死亡數×1000
 月末現在々監人 在監人一日本均數

甲の計算の誤りあるは勿論なれば之を採用する人少數なれども乙の方法は殆んど之を怪む者なし此計算の方法は最初一般の死亡者の人口に對する比例を算出するより起因したるものにして一年内の死亡數を其年始年末若くは中間の月の或る現住人口を以て割り出したる如くに誤解せるに由るものなり此甲乙二様の誤りたる計數は監獄の死亡は毎百に對し四以上五若くを六に達し一般の死亡よりも二倍以上に及はしむることを示したり之れ誠に吾人をして甚たしき刺激を與へ容易ならざる感慨を發動せしめ又た世人をして戦慄悵然たらしめたり元來監獄死亡者の一般死亡者に比較して割合に多數なるとは歐米各國と雖も免かれざる所にして監獄改良進歩の程度に應じて漸くに一般死亡者の員數に近接せしむると云ふに過ぎずと雖も今日我國に顯はるゝか如き甚しき死亡比例は甚た稀有なる所に屬す若し右の事實にして確に眞正の比例とせば他日爲めに社會問題をも惹起すへき價值あるものと思量せらるゝなり豈注意せざるを

得んや

甲乙二様の計數の誤謬を視んとせば一般死亡比例の計數を算出する方法を熟察せざるべからず一般死亡の比例數は單に現住人口なる意義の者を以て割り出したる者にあらすして有らゆる人頭を以て割り出したる者なれば出入頗る頻繁なる監獄にありて只一日の人員によりて之を割り出すときは當に事理に適せざるのみならず其比例數に至りては雲泥の相違を來すこと勿論なり故に監獄の死亡比例を算出するには其年内新に入監したる人員と前年より越し來りたる人員合計數を採り之を以て其死亡を算出するときは即ち一般死亡の比例と同意義によりて算出せられたるものとなるにより比較上眞正の事實を得るに至るなり當路の諸士此方法を以て監獄死亡の比例を試みよ必ずや啓眉の境に遊ふべし

○出獄人と司獄官吏

在滋賀 井上榮次君

刑法果して毫も間然する處なき乎。司直の徒果して悉く賢明なる乎。監獄制度果して完備せる乎。司獄の叢果して悉く毫も瑕なき乎。吾人は遺憾ながら

未たしと斷言するに跋阻せざる也。何となれば加犯者の數常に十の八九の數位を占めつゝあれば也。併し右の諸機關にして果して毫も間然する處なからん乎。決して斯の如き現象は呈露されざるへし。されば吾人は絶對的に右の諸機關にのみ倚賴すへきにあらざる、必ずや他に畫策する處なくんはあらざる也。罪人懲治の機關已に斯の如く絶對的に頼むに足らずとせば、吾人は他の手段に據つて以て再犯の道を杜絶せざるべからず。手段とは他なし、出獄人を保護するの一事即ち是れ也。何んとなれば出獄人の多きか再犯の餘備なきに至りし源を探究せんには、社會に信用を失せし結果として爲すべきの職業なきに因せざる者殆んど半れ也。今や出獄人保護の問題は社會問題の一に數へられ、熾んに識者の間に呼號せらるゝに至りしは吾人の國家の爲め慶する處也。されど其聲の大なるだけ其れだけ未た好結果を收むると能はざるは何んそや、是れ言ふ迄もなく社會か未た該問題の眞味を了解せざるに職由せざんばあらざる也されば此際吾人の尤も力を傾注せざるべからざる者は、該問題の掬すへき神聖なる趣味を社會に紹介すると全時に、直接出獄人の爲に熱烈なる全情を以て

處世の道を講し、可及的社會良民に接近せしめ以て兩個の融和を計らざるべからず。然るに聞く處に據れば、苟くも籍を司獄の職に置く者にして偶々出獄人の身上に干し倚賴し來る者ありと雖も、峻拒して顧みず、而して官紀振蕩せざるべからずと、をつな理窟を主張し泰然として澄まし込み居る者ありと。嗚呼何んそ思はざるの甚しき、出獄人を保護する寧ろ其職責をして終始あらしむる者何んそ官紀を紊亂するの謂はれあらんや、或者の理窟、吾人は到底道理として首肯する能はざる也。

前段既に論述せしが如く、出獄人なる者は始んど信を社會に失せし者、故に司獄官吏にして擯斥し去つて毫も顧みざらん乎、さなきだに疎遠主義を執れる社會は益々捨て、顧みざるに至らん、されば彼等は何に倚つて以て信を社會に挽回するを得んや。要するに司獄官吏たる者は、彼是兩造者間に立て年來の隔壁を破壊し、以て兩個の意志を疎通せしめざるべからず、若し然かせざらんには、監獄最終の目的は到底期して望むべきにあらざる也。或者以て如何となす取て秃筆を顧みず聊か論して以て先輩諸賢の高教を仰くと云爾。

○看守の教習

在名古屋 平田嘉兵衛君

予は曩きに數々監獄改良の卑見を本誌に投じ識者と共に之を攻究したりき爾來殆んど三星霜其間成蹟の見るべきもの少なからず就中予か持論たる主觀的改良即ち監獄官養成の點に就ては着々改良の方途に向ひ今や將に其施設計畫を實行せられ以て完全なる司獄官を養成せられむとす斯道の前途慶賀すへき也要するに從來露々たりし監獄改良の聲は今や漸く其跡を収め寧ろ其成蹟の眞否を案し或は其施設の實行中に係り若くは之を實行せむとする所謂實驗時代に到達したるは改良なる聲辭の空しからざりしを見るに足らん乎

予は主觀的改良に於て如斯好成績を挙げんとするを見て之を喜ぶにも拘はらず尙得願望獨の注文を擔き出さざるを得ざるの一事あり、看守の養成即ち是なり、識者或は曰はむ看守の養成は既に教習所の設備あり亦何を苦んて此の言を爲んやと然れども予は現時の設備に於ける教習を以て満足する能はざる也、蓋し之を事實に徴するに志願者中十中の八九は低

度の普通學すら之を修めざる輩なるを以て今遽かに之れに監獄關係の専門的學科を授け其思想を鍊磨して行刑一班の智識を領得せしめんと殆ど不能の業に屬す、美種あるとも其園を得されば其果を收むる能はず縱令ひ専門學の美種を種へんとするとも普通學の其園を有せざるの輩をして焉んぞ其果を收めしむるを得むや、夫れ斯の如くなれば其教習科程を履修したりと云ふも是れ一片の儀式に屬し唯だ教習所の關門を潜りて看守の本俸を得たりと云ふに過ぎざるのみ、豈適當の教習を爲したりと謂ふへけむや且夫れ予の見る所に據れば近來の志願者は或る點に於て之を十年前の輩に比し寧ろ劣る所なきかを疑はしむ、蓋し十年前に在ては奉職者多くは舊士族の輩に屬し而して此の輩は所謂武士氣質なるものを有し其の風采、其の威容、儼然犯すべからず、其の思想其の氣節凛乎奪ふべからず、是を以て縱令文明的智識の素養に缺くる所あるも其の精神的陶冶の機能は能く囚徒を御し、上官に仕へ以て其の職責を盡すを得たり、然るに今や此の種の輩漸く欠乏し、放蕩書生の一時凌きに非れば捧折り商人の腰掛、然らすんは農家の息情息子の如き縱令ひ多少の文字ありと雖

も概して精神的教養を缺き隨て先づ其の職務の重任なるべきを知領するの觀念にすら乏しく其の極終に「喰へぬから一時凌ぎだ」との暴言を吐かしむるに至る畢竟は彼等に精神的教養を缺き高尚なる智能の發揮を阻止するの致す所如何とすへからすと雖も抑々亦斯る盟をして直ちに國家行刑の衝に當らしむる寧ろ危険の至りならずや

低度の普通學すら完全ならず加ふるに精神的教養に於て殆んど全く缺くる所あるの輩をして短期間に行刑一斑の技術を會得せしめむとす抑も亦難事に屬す果哉現時の教習は前述の如く單に一片の儀式に過ぎざるを、是余か現時の教習を以て満足する能はずと言ふ所以なり

然れば乃ち之を如何して可なるや曰く別に獄務講習會を組織し監獄官吏全般を以て之れか會員たらしめ大に獄務専門の智能を練習するに在り、而して其科目は素より獄務専門の學科たるべきは勿論なるも法學(公法、私法大意)道徳學、心理學等は尤も必須なるものなりと信す且其の方法は法學に在ては各自講義録にても購讀し其他は適宜著書を購ひ之を獨修し置き毎月三四回會合して研鑽攻究するものとす、道徳

學、心理學等の科目は教諭師等の專攻する所のものなれば之れに就き其の講説を聞くは便利なるべし、而して右等の組織は素より有志の協合に成るものなりと雖も典獄は力めて之を勸誘し且著書等の如きも出來得る丈け之を補助して十分の便利を與へ盛に實行せられむことを望む、此の如くなれば自ら看守の品位を高め隨て精神的教養を得て終に完全なる看守を養成するに庶幾らん歟

議者難んして曰吾子の既に言へるか如く低度の普通學すら全からざるものをして遽かに高尚深遠の學科を修めしめむとす教習の科程すら難しとするの吾子にして今は反て斯る深遠なる學理を奨むむとするは前後不揃の談ならずや且斯る有志の協合に出るものは縱令ひ其組織の完全なるも元來一場の談話會に過ぎざるものなれば學理の研究として之を認むるの價値なきものなりと議者の言一應尤もなるか如しと雖ども予の微衷は議者の如き單純なる思考に非ざるなり議者の難する高深の學理を奨むるは予も亦其の難きを知る、然れども此れは彼れの教習の如き短期なる範圍に於てせんとするに在らず一年二年三年敢て其長きを厭はず否寧ろ無期として長時日の間に不知

不諱其の思想を啓發せしめむとするものなれば敢て無理なる業に非ざるなり、又學理の研究として之を認むるの價値なきものなりと云ふと雖も固より學理の攻究を主とするの目的に非ず要は一般の概念を修得して之を實地に應用せむとするに在り例へば法學を修むるも敢て權義錯綜せる適用論を穿鑿するの要なく普通法理の觀念を討子之れに依り吾人の言動を秩序的に進ましめむとするか如き之れなり、若し夫れ此の方法にして實行せられむか其の結果は適當に看守教養の實を擧るのみならず延て監獄全般の氣風を一新し忍耐、精勵、勇氣、節操等司獄官に必要なの品格を具へ彼の所謂武士氣質なるものをも凌駕して優に文明國司獄官たるの名に耻ぢざるべし今や政府は司獄官の教養に意を用ひ書記、看守長を招集して大に練習の實を擧げむとす、是等の教習素より善し然れども直接戒護の衝に當る看守にして現時の儘に放任せむか、九仞の功を一簣に缺くものにして監獄改良の歩調正しきものと言ふへからざるなり

言ふは易し行ふは難く滔々たる天下豈に其れ然らんや惟ふに天下に批評家なる者あり巧言以て他人の是非妍醜を評論し痛切該當を極む而も自ら腐徳不義の行爲あるも恬として省みるなく又善後の處分に窮するあり

天下に實行家なる者あり口に言ふを欲せざるも善く自ら隱徳を積み而も行に敏にして猛厲峻行人目を快晴になすあり吾人幸に生命を君子國に受く而して有爲の時運にあり希くは後者と爲りて邦家の爲に涓滴の微衷を表せんと欲す然れども予輩豈に悉く行ふと謂はんや唯自ら信し自ら望む所を據へて天下に同情を求むる又已むむを得ざるもの存すればなり、道徳總行は何人に依らず堅固ならざるべからず德行は吾國固有の美德にして之を行ふや所謂徳義上の批准「サンクション」あるか爲なり今其批准を區別すればは五種あり

○道徳の批准
南溪 光弘祐言君

- 一 天然の批准(ナチュラル、サンクション)
- 二 法律の批准(ライガル、サンクション)
- 三 公議の批准(サンクション、チフ、パブリク、チヒニョ)
- 四 良心の批准(インソウド、サンクション)

五宗教の批准(サンクシヨフ、チフ、レリヂヨフ)
 抑々人の行爲に於て不攝生なれば病を醸し怠惰なれば貧困に陥り制節勤勉なれば健康にして資財を得るか如きは最も賭易き道理にして幼稚未開の人民と雖猶其一班を解し得へし然れども凡そ他人の我を遇するに厚薄あるは我行爲の反射にして人の信任を受るは我忠孝の行爲に依り人の尊重を受るは我節操の堅きに依り人の信義は私の盡せる信義より來り、人の友情は私の友情より來る而して又之に反する待遇を受るは則ち又之に反するの行爲より來る所謂汚行は侮辱を招き不信の輕慢を招き驕傲の厭忌を招くか如き皆然らざるはなし是等總て天然の法律にして人の其行爲を省察するは此天然の批准に依ること尠からず然れども人其情欲の熾盛なるに方りては毫も道理を省みず忿怒に乘し怨恨に乘し又は窮苦に逼られて人の權利を損傷し或は掠奪することあり於是か刑罰の法を設けて以て其惡を懲らす又人事錯雜して遂に其是非を眩難く人其眼前の利害切迫なるか爲に忽ち紛争を生し天然の批准をも良心の賞懲をも鑑みざるに至る依て民事の律を定めて以て其是非得失を判斷す是人の惡事を防禦懲罰する人爲の方法也

凡そ行爲の性質として善事は人の賞揚を招き惡事は人の譴責を來たすものなり又善を好み惡を憎むは人の徳性に於て而して善を好むの餘りは口に他人の善事を稱揚し惡を憎むの極は口に他人の惡事を譴責して假さず是に於て世に正邪善惡の公議定論ありて何れの時代にも隱然として其社會を動かす人々の徳義を矜式するや明かなり而して公議定論は其國民の人情風俗に基くを常とすれども識見卓越なる道徳家ありて其風俗の非を發見して新たに議論を起すことあり而して其議論全く人心を風化するに至れば則ち其國民の公議定論と云ふへしアダムスミス諸哲の賣奴法を痛駁したるか如きは千年の習俗を論破して遂に一世を擧りて其非を知るに至れり去れば新奇の議論と雖己に一世の公議となる時は久きを經て亦其國民の慣例となる也故に公議定論は國民の習慣より起るものなり或は道理より起りて國民の習慣を成すものありと雖之を要するに公議と習慣とは相離れたるものに非れば公議の批准は又習慣の批准と云ふも可なり

夫人人は細微と雖善を爲せば其心に快く又不善を犯せば其心に疚しき所ありて自ら痛苦を感ず是其良心

の批准して善事に於ては自ら其意を嘉みし惡事に於ては自ら其心を責罰して止まざるか故也而して此批准は法律の及ばざる所に達し公議の制し得ざる所も制し天然の結果を賞懲するに足らざる所にも及ぶものなり

斯く陳へ來る時は善惡應報歴然として其賞懲明かなるに似たれども實際に至りては此四種の批准を逃れて恬然隱惡を爲す者あり又其身に道徳を積みながら落魄不遇にして身を没する人あり是の如きは必ず未來に於て其報を受けざるへからず又人は生れながらにして不幸の相違甚大也抑貧家の子弟は何の罪ありて此の如く困苦し富家の子弟は何の切徳ありて此の如く歡娛するか健全無病の人は何の報に因りて此の如き幹格を具へ弱質多病の人は何の業に依りて此の如き不具の身軀を稟けしか天資利發の人は何故に此の如き伶俐活潑の智能を具へ多枝多能の質を稟けたるか昏昧蠢愚の人は如何なる罪科に因りて此の如き無能の性を稟けたるか是皆人の疑ふ所也嘗に然かのみならず富貴利達の人に生れ而も凡庸にして爲せる業も無く徒に錦幕の上に其生涯を完ふする者あり又

は貧賤の家に生れながら正路を踐み正行を立て功徳

善根を世に施して而して其身は窮厄を免れざる者あり或は隱然邪智の人巧に富貴利達を博取して而して一世の譏斥を逃れ天然の禍厄を免れ亦其良心に於ても深く羸愧せる所なくして生を了り後世に致りて始めて其詐術を以て欺き且自ら欺きたる跡を發見して史家憤激以て其惡を摘發するものあり又賢人君子大抵は困乏窮苦にして其身を終り或は一世を擧りて其行爲を非とし其功徳に報ゆるに罪科を以てするか如き此世の果報は斯く顛倒錯亂して其正鵠を得ざるものあるは何ぞや是所謂三世應報の原則に因らざるへがらす然に若し唯現世のみに止りて必ず來世の應報あること無しとせんか果して然る時に此世に於て巧に人目を眩惑して利榮を欺取せざる者に却て愚を學ぶ者と謂わざるを得ざるに至るへし爾れども人には正當なる行路ありて必ず此路を實踐せざる可らずとすれば又來世に於て正當なる報酬を受るは理の當に然るへき處なり而して此來世應報を豫想して以て惡を避け善を勤む之を宗教の批准と謂ふ也

去れば已上の五種批准は各々其必要ありて一も缺く可らざるものなり而して其功用の點は汎然として軒輊すへき者に非すと雖其活用の如何に於ては自ら疎

密の差別なき能はざるへし何と云はれは天然の賞罰は其功驗甚著くして不攝生の應報として痛苦を得る等の如きは何人も之を恐れざるはなく又之を恐れざる者は狂愚の人なり然れども其著く嚴かなる代りには疎にして漏す所あり則ち善人の報酬として不幸の結果現はれ姦人の機會を得て其志を成すか如きは固より世に有り勝ちの事實にして滔々たる世上人事錯綜の間に於て悉く天然の懲賞を望み難く反て人事を支配するものは機會に在るへしと疑はしむるに至る蓋し常人の心事を付度すれば其一半は天然の法則を信して他の一半は機會の爲に制せらるゝと謂ふも不可に非ず故に天下に陰徳積む人ありと雖必ず陽報ありと保證すること能はざるへしされは善人の心を安んずるは天然の賞懲に依るに非ず其良心の之を嘉納することあるか爲なり人若しツクラテスの傳を讀みて其生涯に累積する所の功徳に向ひて天然の果報を求むるも遂に得へず唯其人の良心に於て其不遇軻軻の有様に満足したるを稱するのみ然れば天然の賞懲は己に善人の意を慰藉するに足らず又邪惡の人を懲らして其心を責むるに足らず獨り善人君子の意を慰め亦其意を勵ましむるものは其良心の批准あるに

依るのみ然れども此批准凡庸の人を責むるに足らず况んや又邪惡の人を懲罰するに足らんや依て自然の批准則ち天然と良心の外に人爲の批准あり曰法律曰公議曰宗教也
凡そ法律は其國民の公議習慣より成る者にて公議習慣を生ずる者に非ず「羅馬律」は羅馬國民の習慣に基き當時の公議に従て作れるものなり「ナポレオンコード」は佛國民の公議と習慣より成りたるものなり故に法律の力を公議の力の密なるに及はす公議の力は宗教の力の密なるに及はざるなり其所以如何と云はれは抑刑法の制裁は邪惡の行爲を懲罰するに止りて善美の行爲を獎勵するものに非ず而して公議定論は善美の行爲を稱揚して自ら之を樂ましめ尙他人をして傍より之を欽羨せしむ又法律は各人の權利を全ふするを以て目的とト然に德義の第一義項は謙遜（セルフサクリフワイズ）に在り單に人の權利を尊重するのみに非ず自ら己れの權利を任けて人を益するは道徳の精神也故に德義の第一義項を實施するの功用は之を法律に求むへからす加之法律は惡事の彰著なる者を罰するに止り隱微の邪辭を懲らす能はざるへし何と云はれは隱險姦邪の者にして其周圍の人之を賤

しむ世上の人之を惡むと雖猶顯明なる罪蹟あるに非れば法律を以て責罰すること能はされは也而して之を責罰するものは公議の働きのなるへし之を要するに仁惠、公正、慎重、勇氣、は道徳の四大礎なり然して法律は未必しも不仁の人を罰せず偏私の人を責めず輕忽怯懦の人を懲らす能はず然れども公議と習慣とは能く不仁偏私の人を貶斥し輕忽怯懦の行爲を懲罰するのみに非ず仁人正士の品位を高くし慎重勇氣の行爲を褒揚して道徳の種子を社會に播布したる功用あり然れども公議定論の力も亦宗教の力に及はざること遙なり蓋し法律と謂ひ公議と謂ふ總へて人目に及ぶ所に止りて其及ばざる所に達せず而るに佛陀の慧眼に周遍にして達せざる所なきか故に如何なる隱微の惡と雖逃るゝに道なく如何なる幽玄の徳と雖其照鑑を得ざるはなしされば姦賊の心を威服し戰栗せしむるものも宗教なり善人の心を慰藉して安んして陰徳を修めしむるものも亦宗教也然れば已上述るか如く各々其活きに於て疎密あること明かなり而れども是等五種の批准を以て自らの行爲を省察し邪惡を避けて正路に就くは吾人の正に歩むへき道徳の批准と謂ふべし

寄語す吾黨の敬愛なる諸士よ諸士は是道徳の先導者也我國幾多の囚罪をして既墜の道徳を恢復せしめざるへからす予輩亦敬愛なる諸君と俱に最も可憐なる同胞と道徳の下に救はん并希望する者なり然れども人の天性は純然たる自愛的の者として其同情相憐むるの心も亦必ず自愛の心より出づるのみ斯く自ら利するを以て目的とする所の人々に於て遷讓愛他の行を立てしめんとするには非常には有力なる主宰者ありて之を責むるに非れば誰か其自ら幸福を闕きて他人の爲を謀るものあらんや法律の力は固より之を責むる能はず世の公議評論も唯人間相互の間の勸懲に止りて深く人心の内部に入りて之か善根功徳を責むること能はず而して獨り之を責め之を戒めて其心に徹せしむるものは宗教也即ち非常の有力なる主宰者あり之を責め之を戒むるか爲也然り而して渠れ罪囚の如き多くは無宗教にして内轉を受する念あるも精神を愛するの心に置しく今日あるを知りて明日あるを顧みざるものなり之等をして道に救ふに容易ならしめんか宜しく教育を以て渠か曖昧を啓發し宗教を以て渠か無智を開拓せざるへからす蓋し個人的特有の關點ある者所謂無縁の衆生度し難くの語に違はざる

なり然れども普通有識の者に於てをや於是か志士仁人の立つれば必ずや大に宗教を天下に施き盛に教育の道を開く登に其れ偶然ならんや吾人素より教育の必要を感じ宗教の人世に缺く可らざる所以を知るや久し、然りと雖身を罪因改良に致し聊斯道を學ぶに當りてや益々其必要を感じ此に沈黙を破りて天下に同情を求むる所以也(完)

典獄會議

○典獄協議會決議事項に就て

曩に内務省に開催せられたる典獄諮問會は既に其諮問案に於て將た内務大臣より訓示せられたる事項并に内務次官、監獄局長より指示或は諮詢せられたる條項に就て何れも皆監獄改良上如何に有益にして將來治獄上に幾多の裨益を與ふるやは今殊更に之を贅言せずと雖も、一面に於て斯道の當局者たる典獄諸君より提出し熟議を凝されたる協議事項は當局者

の間に幾多の利益を與へ又進んで當局政府の參考に資したる歟は本誌前號の誌上に掲載したる協議問題に依て以て之を証するに足るべきものありと信ず、而して協議問題は無量五十有餘件にして就中類似の事項又は從來既に其筋方針の一定したる事項は之を併合或は提出者自ら之か撤回を求めたるありと雖も今、同協議會會頭たりし石澤北海道集治監監獄より其筋に稟請せられたる決議事項は實に左記の通にして之に對する當局監獄局の詮議如何かは予輩茲に之に窺ひ知るを得ずと雖も、決議事項に就き予輩の私評を加へ讀者の參考に供するは亦決して無要の辨にあらざるを信す讀者幸に之を諒せよ

○典獄協議會決議に係る建議事項

一 監獄則改正案に依れば在監人の菜代一人一日金三錢以下と改正せらるゝも最下制限の定めなきを以て或は改正の趣旨に副はざるの遺憾なきを保する能はず故に一日金壹錢五厘以上と最低制限を設けられ度件
私評在監人食糧の可否、適不適は直に在監人の身

益健康に密接の關係を及ぼすを以て當局者は夙に監獄則規定の範圍内に於て其品類を精撰し調理配合の上に細心注意を加ふる所あるは勿論なりしと雖も、現行監獄則發布當時の規定に依れば菜代一人一日金壹錢以下なるを以て昨今物價騰貴に應せんこと到底難事にして結局不足を訴ふるは素より當然の事理なるを以て昨年五月菜代を金貳錢以下に改正せられたりと雖も社會の生存競争は能く此貳錢以下の範圍内に於て保健食糧に接近せる食料を給與せんとするは結局地方の狀況、物價の高低に依り未だ遺憾なきにあらざるのみならず改正條約實施の結果として生活の程度高き歐米の外國人を我監獄に拘禁するに當ては少くとも彼の習慣風俗に應ずるに足るの食糧を給せざるべからざるを以て到底右の二錢以下の範圍内に於て之を處辨するの難きを感じるより之を金三錢以下に改められんとするは寔に故ありと雖も從來の慣例に依れば規定上最下制限なきを以て地方議會は容易に之を削減するの虞あり現に明治三十二年度の豫算を見るに一人一日の菜代僅かに金七八厘に過ぎざる地方あるか如し是れ其事實に於て監獄に耕作地を

有し在監人食料用の蔬菜類を自作せしむるより比較的僅少の菜代を以て給與食糧の種類分量を撰定支給し得るに依るべしと雖も是等は實に僅々たる地方に過ぎずして、要するに本建議は改正監獄則に於て菜代の最低限度を規定せられたしと云ふにあり、然りと雖も予輩を以て之を見れば全國地方の狀況に依り物價に高低あるは既往及び將來に於て到底免かるべからざる事實なるを以て菜代の最低限度を一錢五厘と規定するか如きは却て統一平等を計圖せんとして偶々以て不平等を來たし或は社會より囚人優待等の異論を招くに到るなからん慮らすんはあらず、又一方より之を見れば假令之が最低限度を法文に規定せずと雖も當局者の注意と斟酌調理の如何に依て可成保健に必要な程度に於て機宜に應ずるの考案を以てせば強ち本建議の採納を當局政府に請ふの必要なからん乎
二、内務省訓令在監人行狀審査規程中行狀録の記入は刑期の長短に拘はらず一ヶ月一回なるを改め刑期五年未滿の者は一ヶ月に一回、刑期十年未滿の者は二ヶ月に一回、刑期十年以上及無期刑の者は三ヶ月に一回記入すへき事に改正せられ度件

私評 本項は昨年の典獄協議會に於ても當局者の希望として議題となりし所にして當時種々の修正意見ありたりと雖も結局行狀録の記入は可成之を勵行せしむるの必要あるは少くとも在監人行狀調査の周密精察を期するにありとの其筋の方針なるか如しと雖も予輩の當局者に聞く所に依れば我國監獄の如き多數の在監人(囚人)を拘禁する今日に於て刑期の長短に拘はらず總囚に對する行狀の如何を一ヶ月に一回必ず之を行狀録に記入せしむる結果として繁雜且無用の時間と手数を要するより勢、詳密なる視察の狀況を描出する能はずして動もすれば形式に失し易し、現に其行狀録の記入は簡略に失し多くは前月に同し若くは單に同前とし甚しきに至ては不動の活字、木版等を押捺し僅かに其責を塞くが如きものありと云ふ、果して然りとせば政府當局の希望精神は、到底之を貫く能はざるに終るの嫌なしと謂はざるべからざるか如し、彼の監獄事務の繁雜にして前途尙改良施設を要する事項の夥多なる今日に於て果して前述の如き繁文褥禮ありとせば當局政府は此際須らく詳密の調査を遂げ本建議の如く本則の改正に吝なるな

からんことを希望するものなり
 三、刑事被告人宛の來信書は典獄に於て開披するの例なるも現行の法文上相當を缺くの感なき能はず右は治獄上必要に付典獄に於て開封し得らるる様一定せられ度件
 私評 元來刑事被告人は其性質單に犯罪の嫌疑者に過ぎずして其之を監獄に拘禁するの必要あるは只裁判進行上の理由に外ならざるは勿論なるを以て從て其待遇の如きも全然之を囚人と殊別せざるへからざるは亦素より論を待たざる所なり、故を以て刑事被告人として拘禁中は裁判上の理由に依るの外、典獄に於て猥りに彼等の意思の自由を束縛若しくは暴露するには是非其法令に規定の範圍内に止めざるべからざるなり、現に帝國憲法に於て書信の秘密を確保するものは實に此思想の自由を重んずるに職由せり、然るに從來の慣例に依れば刑事被告人の來信、發信は共に典獄に於て開披檢閲することゝなれるも是れ實に道理上然るべからざる所にして被告事件審理上の必要より之か檢閲權を有するものは當該裁判官の外殆んど之が權能なしと云うも可なるが如し、况んや被告人に宛

四、監獄警教誨師は奏任待遇又は判任待遇の制に定められ度件
 私評 本項は昨年の典獄協議會に於ても建議案となり全會一致の可決を以て當局に建議せられたる事項にして當局政府亦此議なきにあらざると云ふと雖も今日に至る迄之か實施を見るに至らざるは監獄當局者と共に予輩の遺憾とする所なり、故に本件の實行を希望するの切なるは目下監獄衛生及監獄教誨の實況に徴して益々其急務なるを信す、而して其理由の如きは世既に定論の在るあるを以て予輩は之か煩を避けたり、庶幾くは可成速に之か改正發布を見るの日あらんことを

てたる來信書の如き外人の思想を直寫したるものなるを以て之を典獄に於て開披するは事理の穩當を缺くのみならず裁判官以外に之を開披檢閲するの權利を有するものあるべからざるは炳かなる事實にして法律が信書の秘密を確保する所以亦た實に茲に外ならざるなり、故に予輩は刑事被告人の來信は勿論發信書に就ても典獄に於て開披檢閲するの權能なきことに法文を改正せられんことを望むや切なり政府當局以て如何となす

五、看守給助例中退職給助は在職一ケ年に付月俸半ケ月分とし勤績年數に依り給與せらるる様改正せられ度件
 私評 巡查看守給助例は實に明治十五年の發布に係り爾來時世の變遷に伴ひ當局政府亦夙に之か改正を認むるありと雖も種々の障碍の爲め今日に至る迄之れか改正發布を見るに至らずと雖も同例の不完備は既に上下當局者の認認する所にして早晩之か改正の必要なるは予輩の茲に斷言して憚からざる所なり、尤も同例は文官恩給法同様是非法律の形式を要し且費用に關係を有するを以て尙充分なる調査研究を要することなるべしと信す
 六、通譯に従事する看守は特に三十圓以内の手當を給し得る様せられ度件
 私評 通釋兼掌の巡查看守に手當金支給の道を聞くの急務なることは予輩前號の誌上に物せし所にして政府當局亦た此議ありとの事なるを以て殊更茲に再ひ言を費すの愚を學ばずと雖も時節柄當局者の希望としては予輩亦一臂の聲援を添ふるに吝ならざる所なり
 七、監獄官吏にして傳染病豫防救治に従事したる者

に手當金支給せらるゝ様致度件 付府縣の經費より俸給を受くる看守には既に相當手當を給しつゝある地方ありと云ふ

私評 本項は明治二十八年勅令第七十一號を以て各其俸給三分の一以内の特別手當を給し得るの道を開きあるを以て豫算の許す限りに於て亦其豫算なきときは相當の豫算を議定機關に請求するを以て足れり、故に本建議に對しては其筋の詮議を需むるの必要なきか如し

八、專任授學教師を設置せられ度件

私評 從來懲治人の教育は教誨師をして兼務せしめ又は擔當看守をして之を兼掌せしむるありと雖も懲治人に對する教育の忽語に付すへからざるは懲治上缺くへからざる唯一手段たるを以て專任の教師を定置するの必要あるは蓋し何人も疑を容れざる所なり現今動もすれば懲治人教育の道、整備せざるの實況ありを以て此建議ある所以にして當局の希望も蓋し是と大差なきを信して疑はず、當局政府幸に本議を採納せられんことを望む

九、女監取締設置程度中女在監人十人を増す毎に一人を加ふと改正せられ度件

諸務を處理せざるへからざるのみならず女監は亦之を殊別すれば、在監人にこそ多少はあれ女拘置監、女囚人監、女病監、女工場等の區別に依り人員配置の箇所多く且微霽女監取締を以て戒護せしめざる可からざるを以て本議の如く之か設置人員を増加するの必要ある又止むを得ざる所ならん

乎、人員の増置、予輩は之と感同ふすと雖も女監取締の養成は目下一日も忽語に附すへからざる急務にして而して之か養成の道は他にあらず即ち多少の教育ある女性を撰擇採用し看守の如く一定の教習を勵行するの捷徑たらざんばあらず其もこれは當局者は或は俸給の寡少を云々するありと雖も現行の規定は看守と同様十五圓迄支給し得るの道を開きあるを以て適當の人物を得ん歟決して之か俸給支出に困難なる勿かるべし如斯して而して能く之か教養を勉めは女監の獨立を保ち得て而して予輩の往々聞くか如き男女兩性の間に醜聲汚行を禁遏し管理の便且利なるを疑はざるなり

十、看守外套の卸を眞鍮に改め看守部長に印章を付せられ度件
私評 本件は昨年來當局者の希望なるか如しと雖

私評 女監の獨立即ち女監は男監獄と全然之を分離し女監獄なる者の特設するの可否に就ては兼て當局者の間に議論に上ほりし所にして、要するに男性と女性とは全然之を特別に管理するの必要あるは殆んど何人も疑を存せざる所なり、然りと雖も唯行政區畫の大小に依り女在監人の割合も多數ならざると女看守たる女監取締に人物を得易からざる等は種々の原因は今日尙尙監獄と同一園内に拘禁管理するの止むを得ざるに職由せるか如し、現に本年典獄會議の諮問事項第三に於て女監取締養成の方法組織及之か實況を内務大臣より諮問に付せられたるか如き即ち女監取締の養成を勉め女監の獨立を將來に期するの旨趣にあらざるはなし、現今の實例に依れば女監の管理は概して擔架放慢に失し男監獄に比し比較的不完全を感ずるものあるは管理上の不便と女監取締に人物を得難く且其設置人員の割合に寡數なるに原因する者と云ふも決して謬言にあらざるへきを信ず、現行の設置程度は女在監人二十五人に女監取締三人以上二十五人を増す毎に一人を増置することゝなれるも斯くては此範圍の定員を以て戒護檢來は勿論作業等の

も未た之か改正發布を見るに至らざるは別に理由あるにあらざるか如し、予輩の想像する所に依れば看守の制服改正實施以來日尙は淺く且は勘からざる經費に關係を有することなるを以て姑らく之を他日改正の時機に譲るの趣旨なるへしと信ず、要するに本議の希望は予輩亦其感を同ふするものなり

十一、各警察署留置場常置器具の設備費用は總て警察費負擔に移され度件

私評 現今警察署内の留置場は其性質實に曖昧なるものにして一の營造物にして警察又は監獄の目的の爲めに兼用せらるゝことゝなれり、即ち一は行政機關として他は司法機關として使用せられ亦其建築費の如きは警察費なりと雖も常置器具等一切の費用は監獄費の負擔となれり、是れ或は其性質に職由する所なるへしと雖も其結果として煩雜手數を要し管理上の不便掛なきにあらざるを以て姑らく之を便宜論に譲り何れか其所屬を歸せしむること當に常置器具に關する費用のみならず拘留人賄費の如きも全一經濟中に在て甲乙辨償授受等の煩を避くること亦一の便宜たるへしと信ず

當局政府以て如何と爲す
 十二、在監人行狀調査及賞譽規程第八條第一項を左の通改正せられ度件

第八條 賞譽は一期間中獄則を遵守し作業に精勵し且真心改悛の狀顯はれ他囚の編鑑となるべき行爲あるものに對し第一條第一號に該當するものは第一期乃至第三期の各勘査期經過後十日以内に都合二個迄、第二號に該當するものは第一期乃至第四期の各勘査期、第三號第四號に該當するものは第一期乃至第三期の各勘査期經過後十日以内に都合三個迄を與ふることを得

私評 本議は從來當局者の間に於て熱心に改正を希望せらるゝ所にして當局亦其不備を認めらるゝ所なるを以て何れ遠からず之か改正實施を見ることならんか故に敢て贊せず

十三、主務局巡閱官數名を置き常に各監獄を巡閱せしめられ度件

私評 本議は多年監獄當局者の希望を屬する所に於て尙も監獄の改良、治獄の統一を圖らんと欲せし學理の應用索より必要なりと雖も終局の勝利は是非之を比較研究に譲らざるべからず、監獄巡閱

は即ち監督官府か全國監獄の事務の擧否考科を巡閱するにあるを以て監督權の作用として之を常置するの必要を認むること予輩の宿論にして政府當局亦之か成案あるへしと信す

○典獄協議事項の内

典獄協議會に於て決議事項の内實施希望の事に決定せられ其筋の意見を聞かん爲め提出せられたる要領なりと云ふを聞くに左の如し

1、賞表授與其他式場の節は典獄看守長は禮裝すべき件

決 賞表授與其他の六字削除し本議は決す

2、囚人身分帳は移送の際悉く添付するは勿論、放免者にして他縣より照會せしときは其需に應ずべき件

決 原案可決

3、本年四月八日監獄局長の通牒に係る刑執行中の囚人に對し餘罪發覺の爲め他管に移し審理の末、餘罪に付免訴又は無罪の宣告を受けたる者にして判決確定後數日間滯獄せしめたる費用は最前執行府縣の負擔たるべき旨通牒ありたるも右費用は實

費なるや將た上訴囚の例に依るべきやの件
 決 上訴囚の例に依り一日貳拾錢たるべし

4、主務局に於て建築技師をして監獄鑄造に關し府縣の需に依り設計圖面等を調製せしめられ度件
 決 可決

5、刑事訴訟法第八十五條第二項中書類とあるは書籍をも包含せるや
 決 書籍は包含せざる事に決す

6、監獄警教諭師は相當官吏に準し恩給法を設けられ度件
 決 可決

7、女監取締は看守給助例に準し給助法を設けられ度件
 決 可決

8、看守退職にして年金證書を有するもの同一府縣に於て看守に再任し勤続二年以上に涉るときは前後の奉職年數を通算し年金を加給するや將た再任奉職年數に對する退職給助を與ふる哉
 決 本項は番外の説明に依り後段の通取扱ふ事に決す

9、女監取締、授業手、官給制服を着用せしめ度件

決 原案の通可決

10、看守懲罰免職互報廢止の件
 決 原案可決

11、刑執行指揮書に添付する判決抄本を廢し必ず謄本を以てすべき規定を設けられ度件
 決 主務省より司法省へ協議せられたき條件を付し可決

12、發送又は付與を許さざる信書處分の件
 決 典獄に於て適宜處分することに決す

13、監獄に於て在監人食料に供する爲め釀造する醬油は醬油稅則中の自家用料の例に依り課稅すべきことに決すと聞く果して然らば免稅せらるべき事に主管大藏省に協議せられ度件
 決 可決



(七三)

計

統

備考 本表ハ明治廿六年ヨリ三十年ニ至ル五少年ノ平均ニ依ル

島根	鳥取	岡山	廣島	山口	山陽	和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	鹿兒島	沖繩	合計
二七八、二五〇	三五九、五三〇	五六一、一九七	七三三、三一九	四三〇、五九六	四〇四、九一六	五三三、一七五	五〇九、三三六	五六一、六八二	五七四、三二〇	七三七八、五三三	三八〇、九六六	三三三、七七七	五〇一、四三三	二二七、五六四	二五七、二三四	七四、二六〇	二七、八八〇、八〇
七六三	九八五	一、五五一	一、九五四	一、一八〇	一、一〇九	一、四三三	一、三九六	一、四一五	一、五七三	二、〇三三	一、〇四四	六五〇	一、三七三	六二三	七〇五	二〇三	七、六四一〇
五三	四五	九一	一三三	七四	四一	七三	六三	八四	八三	六〇	四八	一六	五五	三三	四〇	二一	三、三四一
六九五	四五七	五八七	六八一	六三七	三六八	五〇一	四四四	五九四	五二八	二九七	四六〇	二四一	四〇〇	二〇九	五六七	五四三	四三、七

監獄雜誌第十卷第六号

(六三)

○在監人員死亡者歩合

統

計

府	種別	五少年平均	五少年平均	五少年平均	在監人員中死亡者ノ割合
府縣	在監人員	均一日ノ	均死亡者	在監人員中死亡者	
北海道集治監	二、三三五、七三〇	六三九九	一〇三	一六八	
東京集治監	五一、一五八	一、四〇〇	三六	二五、七	
宮城集治監	四一四、二五四	一、一三五	五九	五、二	
三池集治監	六三一、五六三	一、七三〇	九三	五、七	
北海道	四、五三、四八四	一、二四三	三六	二九〇	
警視廳	一、七九三、〇三五	四、九三二	二九七	六〇、三	
京都	七三三、五二九	二、〇一五	七七	三八、三	
大阪	一、五四九、五二二	四、四四五	一三八	三四、九	
神奈川	五五三、三六九	一、五三三	六七	四四、三	
兵庫	一、一五三、〇八六	三、一五九	一四一	四四、六	
長崎	四四一、四三六	一、三〇九	四	三三、九	
新潟	五七五、一三五	一、五七六	一三七	八七、三	
埼玉	五七二、四三三	一、五六八	九三	五八、七	

群馬	茨城	栃木	奈良	三重	愛知	靜岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	
六四六、七六一	四五五、四六六	五三三、五三三	四四〇、四三四	三〇三、一〇八	四九四、六五五	六九六、五五九	五三三、二八八	二四四、七四〇	四四二、五六一	四五一、八一五	六九〇、七三三	四五一、八一〇	五九三、三八九	二四九、九九一	一七一、二五五	二六〇、八一五	三〇六、三二七	一八八、〇六八	二二一、四九八	二二六、一七七
一、七三三	一、三四八	一、五四四	一、三〇七	八三〇	一、三五五	二、六五六	一、四三九	六七一	一、二二二	一、三三八	一、八九三	一、六二三	六八五	四六九	七二五	八三九	五二五	五七九	五九三	二六、一七七
六二	五一	四四	六四	三〇	八八	一七	六八	一六	五三	四九	三七	六九	二九	一九	三二	三八	三四	三三	三六	三六
三、一	四〇、九	二八、五	五三、〇	二四、一	六五、〇	四四、一	四七、三	三三、八	四三、七	三九、六	五八、一	二九、九	四二、五	四〇、五	四三、四	三三、四	六六、〇	五七、〇	六〇、八	六〇、八

本表ハ既往五少年間ノ死亡者ヲ在監平均人員ニ對照比例セシモノニシテ監獄衛生ノ一斑ヲ知ルニ足ルモノアリト信ス讀者幸ニ精讀參考スル所アリテ可ナリ

○明治二十二年三月三十一日現在囚人犯數表

府縣	犯數及比例	初犯	再犯	合計	再犯百分比
北海道集治監	男 一、五九五	一、七九五	三三〇〇	五、一六六	
東京集治監	男 五八八	五四四	一、一三三	四八〇、五	
宮城集治監	男 五〇九	四三九	九四八	四六、三二	
三池集治監	男 六二二	七三三	一、五一一	四八、三八	
宮城集治監	女 七四五	四四二	一、一八七	三七、二三	
北海道	男 七四五	四四二	一、一八七	三七、二三	
警視廳	男 一、二六六	一、九〇〇	三、三五六	六一、一一	
京都	男 五九三	八四	一、七九九	四六、九三	
大阪	男 五九三	八四	一、七九九	四六、九三	
神奈川	男 五九三	八四	一、七九九	四六、九三	
兵庫	男 五九三	八四	一、七九九	四六、九三	
長崎	男 五九三	八四	一、七九九	四六、九三	
新潟	男 五九三	八四	一、七九九	四六、九三	
埼玉	男 五九三	八四	一、七九九	四六、九三	
合計	男 一、五九五	一、七九五	三三〇〇	五、一六六	

至る迄沙汰止みとなり終りしは斯道の爲め予輩の常に遺憾とせし所にして亦是非もなき次第と謂ふべし然りと雖も時世の變遷は遂に當局者を驅て之が改正を斷行するの餘義なきに至らしめしは、要するに改正條約實施の一事、此機會を作出世しにありと云ふも予輩は其言の過言にあらざるを信す、曩きに内務省に全國の典獄を召集せられたるも亦其改正の箇條に就き當局實驗家の意見を徴せらるゝにありたりと云ふ、而して此頃聞く所に依れば典獄會議閉會後主管内務省監獄局に於ては監獄則改正草案に就き更に典獄諸君の意見を充分參酌し審議研究を重ね既に成案となり内閣に提出し目下議論中に在り且尤も今回の改正は専ら必要差擱くへからざる程度に止め根本的の改正案は他日刑法、刑事訴訟法改正案脱稿の日に譲らるゝとの事なるを以て予輩か宿昔の希望たる行刑法の大革新は或は尙兩三年の後たらざるへからざるか如し事實果して如何

付全則の發布は目下頻りに取急きつゝあるを以て速からずして公布の運に至るべき乎



○監獄則施行細則改正に就て

(獄獄則の改正に伴はん)

監獄則施行細則は既に其名に於て監獄則の施行細則たるか如く母法たる監獄則の規定に副はざるべからざるは勿論にして該則の改正は直ちに細則の上に影響を及ぼすを以て監獄則の改正發布に随伴し多少の改正を加ふるの必要を認め是亦嚮きに典獄諸君に諮問せられたる結果、更に覆審を遂げ目下現に改正案調査中に屬すと云ふ、茲に一言注意し置くべきは現行の施行細則は監獄則と同時代の制定に係るを以て從て種々補充の必要を認め漸次單行の通牒訓令等を経て補足し來りたりと雖も今回の改正案には可成右等補充の命令訓令を網羅一併し以て實務當局者の意見を多く採用せらるゝ筈なりと云ふ尙詳細の卑見は他日改正發布の曉に譲ることとせり

○警察監獄學校の校舍確定す

全校校舎の撰定に就ては先般來頻に當局職員の苦慮せられたる所なりしか遅々開校準備の歩を進むるに

從ひ此頃愈々全校校舎の位置を豫報の如く麹町區霞ヶ關元教導團跡(櫻田門外)と決定し本月五日陸軍省より引續を受け目下頻りに、修覆を加へられつゝあり、該所は帝都の中央に位し内務省には近く殊に四通八達の場合にしあれば該學校開校の曉に至れば生徒の爲め萬事便宜多かるへしと想像せらる

○再び警察監獄學校生徒制服に就て

全校生徒の服裝は第一種生即ち警部看守長の如き制服の規定あるのは入學中と雖も制規の服裝を爲さしむると同時に監獄書記及第二種生にも一定服裝を爲さしむるの必要あるは紀律上素より然るべき筈なるを以て一定の制服裝を爲さしめんとて目下調査中なりと云ふ、而して其製式は他日利用の便を顧慮せられ警察科生徒は警部の略服に胸章袖章并袴の綴章を付せざるものとし監獄科の生徒及監獄書記の制服は看守長の略服に衣袴共に綴章を除きたるものを以てせんことに粗々一定せる趣に漏れ開けり、尤も右の服裝に關する費用は總て生徒の自辨にして他日卒業の上職務に就くに至らば改製上に可成便利を與へ

○第一種生年齢制限の件

當局主務省は警察監獄學校生徒撰擇標準中監獄警察の現職者よりするものは年齢滿四十歳未滿の者に限るとの豫定なりしも斯くては年齢の制限に於て撰擇上非常の困難多きを訴ふるの結果として滿四十歳未滿を滿四十五歳未滿と改められたるやに聞く、果して然りとせば此際亦止むを得ざるの事實に出でたるものなるべし

又今回は前の警官練習所及監獄練習所の如く生徒の寄宿を設けされは可成寄宿の場所を一定し公認下宿の如き方法を採らるへしと云ふ



○改正刑事訴訟法中書類の解釋に就て

改正刑事訴訟法第八十五條第二項中にある書類の内には刑行の書籍をも包含せるや否やの議に就ては監獄當局者の間に一種の疑問となり現に先に典獄協議會の議に上り其結果書類中には刑行の書籍は包含せずと解釋する事に決議せられたるは本誌刑項に所載の如しと雖も事、刑事被告人に係るを以て監獄當局者限り此解釋を決定するの穩かならざるの嫌ありとの事にて其筋に於て司法省と協議を遂げられたりと云ふを聞しに司法省の意見は改正法文の書類なる文字は廣義の意味を有するものにして舊法に所謂書翰書籍は勿論其他一切の書類を包括せしむるの趣旨なりと云ふ、司法省の此解釋は新舊法比較解釋としては随分受取り難き點なきにあらざるも主務省に於て既に此意味なりとせば強て之を争ふに由なきを以て全國統一を期する爲め此程監獄局長より一般に通牒を發せられたりと云ふ

○監獄局長の監獄巡視頻なり

大久保監獄局長の獄事に熱心精勵なるは予豈前號の誌上に其一班を讀者に報導したり是に引續き親しく視察を遂げられたる各監獄を擧ぐれば五月三十一日を以て東京集治監に上田内務局長を從へ六月五日に警視廳市ヶ谷監獄に全六日を以て千葉縣監獄に各印南内務局長を隨へ出張せられ何れも監獄の管理及在監人處遇の状況を詳細視察せられ亦其翌七日横濱に出張居留地領事監獄を巡視せられたりと云ふ、内は専ら典獄會議に付議せられたる整理事務の緊劇なるあるに外は親しく以上の視察を遂げらる予豈は之を聞しだに局長の如斯斯業に献身的熱誠を注かるゝあるに感謝せずして可ならんや

○大久保監獄局長の出張

(上田松本の二屬隨行す)

大久保監獄局長は既に前項の如く警務の傍ら各監獄に臨み親しく視察を遂げられつゝさへあるに小河監獄事務官の歸京と相前後して京都大阪兵庫長崎福岡

の二府三縣の監獄巡視として本月十日出張の途に就かれたり、而して聞く所に依れば局長の此行は改正條約實施に先ち是非右數地方の監獄に於ける準備事項の整頓如何を視察するの必要に出でたるものにして其任務たるや決して輕々に看過すべきものにあらずるを以て斯くは行李匆匆と上途せられたりと云ふ、希くは健体自重せられんことを

○小河監獄事務官の歸京

同官は本月九日を以て無事歸京せられたり

○監獄の死亡統計に就て

監獄衛生急務に附すべからざるは今更予輩の言を待たざる所にして監獄當局者風にか整備を期し夫々靈策せられつゝありと雖も統計の示す所に依れば未だ遺憾の点多きを免かれざるもの如し、以下に於て我國監獄内の死亡統計に於て其現象を見んとす大久保監獄局長が響きに典獄會議の初に於て爲されたる演説の内にも明言せられたる如く我國監獄内の死亡比例は實に全國を通して在監人千人に對し四十三人、七に相當せり(刑表参考)然り而して之を歐米諸國に比較するに非常の高度に達しつゝあるなり

今試みに外國の統計と比較對照せば左の如し

在監人千人に對する死亡者の割合

日本	明治二十六年乃至 明治三十年五年平均	千人に付四十三人、七
晋魯	千八百九十四年四月一日 乃至千八百九十六年三月末 日二ヶ年平均	全十四人、二
英國	千八百九十一年 乃至千九十二年 平均	全五十二人、九
佛國	全	千人に付九人、四
伊國	全	全 三十二人、四
露國	全	全 三十四人、八
露國	全	全 五十二人、六

右に依て之を見れば我國の死亡統計は英國、露國に選色なしとするも其英普に及ざること遠く佛國伊國にても尙十人餘の高度にあり、而して我國の監獄に於ける死亡統計を精査すれば各地方に依り多寡増減あるは到底免からべからざる所なりと雖ども最低北海道集治監は千人に對し十六人、一にして、最高八十八人、二の現象を呈せり、尤も甲乙死亡割合の數千人に對し其七十人餘の差あるより是等を以て今俄かに比較の標準となすべからずと雖も全國中三十人以上なる地方は僅々十餘所に過ぎず現局長の演説に

もありしが如く歐洲の或國に於て監獄内の死亡の數か三十人に達したり迎社會の攻撃を受けて彼國監獄は斷頭臺に異ならぬと迄國人の注意を招きたるさへあるに我國に於ては來た此事なきのみならず社會か亦之を怪まざるは要するに世人か監獄に對する觀念及び同情の濃厚ならざるに職由せずんばあらざるなり此頃監獄當局者は頗に監獄衛生の完備を期し諸般設備に汲々たるものありと雖も結局左記の各項に就き適當の整備を爲すにあらざれば監獄衛生の完備蓋し難かるべしと信す當局政府以て如何と爲す

- 一 在監人の食糧を費用の許す範圍に於て可成保健食種に邁からしむる事
- 一 作業の選擇を慎み苟も身體の健康又は衛生に有害なりと認むる種類の作業は全然之を採用すべからざる事
- 一 監獄醫の撰任を慎み適當の醫師を採用し醫療は勿論監獄衛生の普及を圖らしむる事
- 一 監獄醫の待遇を進め奏任待遇若くは判任待遇とし其俸給を豊かにし監獄衛生の獨立を認めしむる事
- 一 内務省に常置の檢疫事務局員をして隨時監獄衛生の整否を監視せしむる事

一減食處罰は可成必要の程度に止むる事
一極寒の地方に在ては居房及被服の設備を充分ならしむる事
右は只其檢概を示すに過ぎずと雖も是に依て以て將來の畫策を施すあらは亦以て監獄衛生の整備を庶幾するに足らんか敢て當局者の誨を請ふ

○我國監獄改良事業の發端に就て

去月十八日當時出京中の全國典獄より西郷内務大臣以下を帝國ホテルに招待し懇親會を開かれたる節西郷内務大臣より有益なる談話ありたることは本誌前號の紙上に掲載し置きしが、今其談話なりしと云ふを聞くに明治五六年の頃故大久保内務卿在官の當時米國人の日本監獄を視察したる結果我國監獄改良の意見を唱導したる報告書を故大久保侯に提出したる當時の實況談にして我國監獄改良の歴史上有益の參考として當局者の共に傾聽せられたる所ありたりと而して之れが談話の顛末は中村襄氏の寄稿等に依り之を聞くに得たり又米國人と云ふは實にジョン・I、ペレノ氏なることを確め得たり

而して氏か報告書は其當時之を我邦文に譯し全國監獄に配布せられたりしとの事なるを以て今日に至る迄之を保存せらるゝ地方あるべしと雖も同氏か歸國後或人の日本監獄の狀況如何を問ひたるに際し該答書中我國監獄視察の實況を以てせられたる一節は別項雜錄欄内に譯載し置きたれば讀者須らく精讀せらるゝ所あらは我國監獄改良事業の發端如何を窺知するを得べきなり回顧すれば當時ジョン、シーペレノ氏の卓見なるには予輩をして今尙追慕の感に堪へざらしむるものあるなり

○朝鮮人の監獄事務見習

日本留學生朝鮮國人崔萬淳、姜友善、嚴柱風の三名は五月八日以来日本監獄事務見習として日々鍛冶橋監獄署に出頭し其事務を練習せり同人等は多年本邦に留學して邦語にも通し且つ書籍も讀み得るにより藤澤典獄の指示により現行監獄則監獄學監獄官教科書等の書籍に就きて熱心研究し傍ら實務の現況を觀察し各課所及び受付の事務監内在監人の行動等懈怠なく考究し今日に於ては粗は監獄事務の概要を習得したるものゝ如しと云ふ

○看守定員令改正案に就て

曩きに典獄會議の諮問に付せられたる看守定員令改正案は刻下監獄改良の前途に於て至極適當の改正にして果して該定員令改正の曉に至ては従前國庫又は地方費を以て採用し來りたる雇員は總て之を廢止し看守を以て之に充て看守をして監獄全般の事務に習熟せしめんと其筋の方針なりと云ふに至つては予輩は徹頭徹尾政府の旨趣のある所を賞賛し同意を表せざるへからざるなり然りと雖も從來全國の監獄に使用する所の雇員は決して少數の人員にあらざるのみならず事實上雇員の補助取扱來りたる事務は其性質に於てこそ輕重大小はあれ大體は庶務計算事務に於て決して單純なるものと看做すへからざるなり、果して然りとせば雇員を全廢し之に換ふるに看守を以てせんとするは其精神に於て將た監獄全般の規律に於て至極肯綮を得たるものなりと雖も既に本令看守定員の改正は右の如く監獄行政上に寡からざる影響を及すものあるを以て當局政府に於ては充分精密なる調査を遂げ他日噬臍の悔なきを期せられんことを予輩は當局者に庶幾はざるを得ざるなり、卑見に

依れば看守定員の如きは監獄の構造作業の種類其他地方の状況に依り到底均一を期する能はざるを以て右等の状況を斟酌して各府縣監獄の實況に依り適當の定員を配置確定せられんことを希望するものなり

○再び巡查看守の俸給令に就て

本年七月以後改正條約實施に就ては最も直接に亦最も重大の關係を有するものは先づ指を警察監獄に屈せざるへからざるなり、果して然らば警察監獄の職務に従事する者は注意細心以て彼我意思の疏通を圖り其間に咄咄齟齬なからしむるを要す、就中巡查看守は彼我兩者の間に立て直接之か衝に當るものなるを以て巡查看守の撰任は此際一層意を須いさるへからざること亦素より論を俟たず、殊に條約實施後は差當り通譯に従事する巡查看守を要するを以て通譯兼掌の事務に従事する巡查看守の採用は今日最も其急務なるを認む、故に現行の巡查看守俸給令中を改正し通譯に従事する巡查看守に特に手常金支給の道を開かるへしとは本誌前號に掲載せし所にして其金額の如きは今茲に之を斷言するを得ずと雖も少くとも一ヶ月十圓内外の手當金を支給するの要あるか如し然り果して巡查看守俸給令を此際改正せらるゝとせば予輩は尙此他に命令中改正希望の點を左に掲げ當局政府の參考に供せんことを欲す、現行俸給令第二條に依れば新任の巡查看守は六級以下とし十一圓以上に採用すへからざることなれるも之を上げして五級以下と改正するの必要あるか如し又其第二項にか例外を規定して判任官以上及巡查看守の精勤證書を有する者に限られたりと雖も此精勤證書なるものは本人の品行及精勤を表彰するの名譽證たるに過ぎずして其學力才能を證するの材料たるを得ず、况んや曾て巡查看守の職にありたる者にして精勤證書を有せざるも職務に堪能なる人物なきにあらざるのみならず是等の適任者にして巡查看守に再任する場合に於ては是非第一項の制限を受けざるへからざるを以て本項の精勤證書を有する云々の文字を削除し振擢採用の道を開かれんこと又目下の急務たるか如し而して又第三條に於て五級俸以上の月俸を受くる者は滿一年を経過するにあらざれば昇級することを得ずとあるも、既に文官判任俸給令に於て従前八級以

下の制限を擴張して六級俸以下は増給無年限とせられたるあり、旁巡查看守に此制限を存置するは有爲の人物を警察監獄外に逸出せしむるの懸念なきにあらず故に此際本條の五級以上とあるを四級以上とし滿一年を滿六ヶ月と改正するの適當なるを認む、故に今回本令に改正を加ふるを機とし以上の諸點に就き適當の改正を施されんことを聊か婆心を陳へ當局政府の參考に供す當局者以て如何と爲す

○巡查看守給助年金停止に就て

巡查看守給助例第九條第一項の俸給を受くる官職とある官職の解釋に就ては従前其筋の解釋に依り監獄の授業手、押丁、雇并裁判所の廷丁等も總て本文の官職に包含するものとし年金を停止するを例とせしめ巡查看守も其身分判任待遇にして既に判任待遇の身分に伴ふ給助年金を得たる者は前官と同等若くは夫れ以上の官職に就きたる場合にあらざれば年金の支給を停止すへきものにあらざるは官吏恩給法の規定する所にして理に於て將に然らざるへからざるは亦素より論を待たざる所なり、故を以て昨年十月更

に警保監獄兩局長の通牒に依り従前の解釋を改め給助例に所謂俸給を受くる職とは判任待遇若くは其れ以上の官職に就きたる者と變更したるより茲に一の疑問を抱くものありと云ふ而して其問題は従前の解釋を變更したる結果として既往に於て給助年金を停止したる當時の年金迄を既往に溯ほり支給するや否やと云ふにあり、現に當局者の間にも兩様の解釋を採り既往に溯及支給すへきものなりとの説と既往の停止年金を追給するを要せずとの二説ありと聞く、然りと雖も予輩を以て之を見れば昨年十月兩局長の通牒に單に將來の取扱を決定したるに過ぎざるを以て該通牒をして其効力を既往に溯及せしむへからざるは、勿論従前の解釋は法令の解釋として違法なきのみならず現に一般に之を準據し取扱來りたるを後日に至り更に法文の解釋を一變したるに過ぎざるを以て縱令給助例其のものに改正變更を加へざるも此場合に於ける解釋權は即ち監督官廳の隨意にして被支給者の左右し得へき者にあらず故に予輩は本疑問に對しては既往に溯り追給するの要無と確信せり、况んや若し溯及支給せざる可らずとせば之れか支給の費途なきに於てをや、聊か當局者の參考の爲に一

○四人領置金郵便貯金に就て

從來在監人の領置金は預金規則に依り預金局に預入
れ法定上の利子を付すへかりしも各囚各箇に其利子
を配算するに困難にして結局厘毫の過不足を生ずる
のみならず取扱上無数の手数を要するを以て無利子
預入れと爲し來りしも斯くては國庫の利益となるの
みにして個人の利益を損するの嫌あり、况んや勤勉
貯蓄の希望心に涸渇したる結果、犯罪に墮落したる
彼囚人か所持若くは強制労働に依て得たる金銭を利
殖せずして空しく金庫に預入たるか如きは經濟上策
の得たる者にあらざるを以て嚮きに典獄會議に諮問
せられたる囚人郵便貯金法は即ち從來の無利子預け
入を變して有利子とし併せて囚人の勤勉貯蓄を獎勵
せんとの趣旨に出でたるは素より予輩の明言を俟た
ざる所なり、而して本諮問案に就ては調査委員の手
に付託せられ其答申報告書は本誌前號の誌上に之れ
を掲載せるを以て讀者の既に知悉する所なるへしと
雖も要するに本案は刑法改正に伴ひ工錢給與の制を

恩惠的の性質に變更し其利子を監獄慈惠の費用に充
てんどの希望なるを以て今日に於て繁雜なる手数を
増すを避け他日刑法改正の時期に譲られ度と云ふに
ありしか如し、而れども委員の報告に對する總會議
の結果は原案に多少の修正を加へ之を是認せられた
りと云ふ、今予輩の本案に對する卑見を陳ふれば大
要左の如し

新たに入監する者の財貨物件は典獄之を領置すとは
監獄則第八條の規定する所にして在監人に貨物の自
由占有を許さざるときは公法上の原理に出たるは勿
論なりと雖も領置以後該貨物の保管方に就ては別に
監獄則に規定なき以上は監獄は即ち民法上の管理行
爲の任に該るものと見做さるへからざるか如し、
果して然らば領置の手續に於ける細密の規定は法令
の範圍内に於て取扱ふ可は素りよ差支なかる可と雖
も彼の法律上の果實を生ずべき金銭に在ては監署は
即ち保護管理の責に任し之か利殖の道を講ずるの正
當義務を有す是に依て之を觀るも從前の取扱は今日
より見れば寧ろ囚人保護の途を盡したるものと認む
る能はざるなり、而して其手数を要するとの理由の
如きは是れ實に枝葉の論に過ぎざるのみならず其利

子配算上過不足を生ずると云ふか如きは數百若くは
數千人の領置金を一併し出納官吏の名義を以てする
より生ずる結果にして各囚各箇に之を郵便貯金とす
るときは之に要する繁雜なる手数は總て之を郵便局
に於て履行し監署は其煩を避け得べきを以て此際從
前の取扱振を更正せられんとするにありと云ふ、果
して然らば之を從來の通り預金局に預入るも將た各
個人の名義を以て郵便貯金と爲すも在監人の自由占
有を許さざる監獄則の規定には毫も違背する所なき
を信す最も囚人の領置金は其金額の多少と刑期の長
短を論せず總て之を郵便貯金と爲さんとするに至て
は勞効相償ふ能はざるの虞なき能ざるを以て之を適
當の範圍に限定せられんと必要の措置ならん歟、故
に卑見に依れば他日果して本諮問案の規定を實施せ
られんならば其刑期一年以上の者にして領置金一圓
以上に達するものに就き此規定を適用せられんこと
を希望するものなり、聞く所に依れば典獄會議の答
申も亦此邊にありたりと云ふ識者以て如何とす

○貴族院議員の監獄調査

貴族院議院(研究會派)山口子爵、稻垣子爵、錦織子

爵、堤子爵、清樸子爵、堀田子爵、其他三四の同議
員諸氏には監獄費國庫支辨調査の材料聚集の爲め畿
には東北地方を巡視せられ今又監獄局に就き種々參
考書類を請求したる上月十五日は山上計表課長の
案内を得て鍛冶橋、市谷兩署を視察せられたり尙同
派の諸氏は引繼き巢鴨、東京集治監を初め近府縣各
監獄を巡視せらるべしと云因に東北地方を巡視せら
れたる松平三子爵及堀田子爵には畑、野崎兩典獄の
紹介を以監獄雜誌を研讀せらるゝことゝなれり、又
同派の諸氏は過般典獄會議の際特に畑典獄を某所に
請し監獄に關する談話を聴取せられたりと云

○埼玉監獄署の獄事講習會

埼玉縣監獄署早崎典獄は本月十七日支署長會議の序
を以獄事講習會を開き小河事務官、山上教官の派出
を乞ひ署員一同を會し獄務上有益の講話を聴取せら
れたるを以其筆記は同署に乞ひ次號の本誌に掲載す
べし



寄書

○讀政教時報

東奥 落葉生 君

在京の友人某より今回政教時報（發行所東京本郷區森川町佛敎徒國民同盟會）第十號を寄せらるる則ち之を一讀せしに其社説欄内に於て外交文明の非を論ずと題し滔々數百千言議論明晰恰も快刀亂麻を截つるの概あるは轉た敬服するの外なしとでも謂はんか自然るに再讀三讀能く其論旨を咀嚼するに記者か度量狹小なる眼光偏屈なるの一段に至りては實に一驚せざるを得ざるなり今や左に其教節を轉載して大方讀者に紹介し同時に時報記者の猛省を請はんは欲す記者は先づ其冒頭筆を下して曰く

監獄問題の起源は板垣前内相か基督教の便宜を謀らむとしたるにもあらずるへし詳かに其動機を察するに監獄内に基督教を容るゝの端緒を開き文明の態度を装はんとするにありき蓋し維新已後常に

政府か内國の事情を顧みず表面上泰西の文物を採りて其邊幅を修飾し外人の歡心を買ひ文明國を氣取らむとせんとするもの滔々として皆然り「中略」吾人は漫に外人の待遇を否定するものにあらざればと其文明を装ふか爲めに重大なる宗教問題を顧みず遂に世人をして政府か基督教に對して好意を有するかの誤解を抱かしめ又事なきに外交の困難を惹起し進退谷の境に陥らむとするを悲む「下略」と而して其論據を強固ならしめんか爲めに彼巢鴨事件の例を引き附するに今回典獄會議に於ける外因待遇法案を摘録せられたり予輩素より彼巢鴨事件の真相を熟知せず又該外因待遇法案の全豹を知らずと雖も記者か好んで這般の筆を弄するに至りたるは要するに自家の不利を來さんとを恐れ所謂未雨に調諉する語句を鵝呑にし以て多少社會の同情を得んどの底意に外ならざるべし若し然らずはよもや本氣の沙汰とは言はれぬ事ぞかし記者にして若し普通の頭腦を具有し公明正大侃々諤々其間些の私心あるにあらずと云はゞ試に問はん所謂文明の態度を装はんとするに當り政府か内國の事情を顧みず表面上泰西の文物を輸入し以て其邊幅を修飾し外人の歡心を買はん

寄書

としたる事實ありや記者か斯く迄に辯難論議するよりして之を察せば必ずや立証の因て來る所あるなるべし望むらくは明示せられんとを謹聽の勞敢て辭せざるへし若夫れ場合によりては不肖一臂の力を借さん大和民族血性男子の一分子眼中一片の邊辭なる宗教こそ無けれ一掬同情の血涙は敢て乏しきにあらざるなり又其文明を装ふが爲めには重大なる宗教問題を無視したる形跡ありや基督教に對して好意を有するかの誤解を世人に抱かしめ事なきに外交の困難を惹起し進退維谷の境涯に陥らんとするの傾向ありや是れ予輩の最も切に聽かんと欲する所なり由來社會の木鐸を以て目せられつゝある記者にして斯言あり豈胸中多少の慷慨赤誠なくして可ならんや記者上願くは予輩をして高見を窺ひ知るを得せしめられよ猶予輩の所懐は記者の明答を俟つて更に陳述すべし

○囚人懲罰の目的及び

其性質を論ず

在滋賀 徽州 生君

懲罰の目的
夫れ監獄の囚徒の犯行に對し懲罰を科する所以の者

は監獄其者の安寧秩序を維持せんか爲（一）なると共に刑に希求する條件の一部を遂行せんか爲めに（二）なるに外ならざるなり尙ほ語を換へて之れを言へば吾人々類は苟も風癩白痴にあらずる限りは貴賤を論せず長幼を問はず都て自由を尊ひ快樂を求めざる者はあらず故に事尙し己れの意に適せん乎則ち歡喜措く處を知らざるに至ると雖も事尙し其意に適せざらん乎則ち狂して反抗を試むるは人類必然の理性なりされは監獄の徒輩豈に獨り此の圈内を脱する者ならんや故に監獄にして尙し囚徒に對し放漫何んの制裁をたに加ふるなからん乎さなきたに不平滿々たる徒輩にしあれば自己の罪囚たるを顧みるに違なく忽にして傍若無人の盲動を演ずるに至らんと煩乎として火を視るよりも尙明かなり果して然らんに監獄の安寧秩序は何に依つて以て維持することを得んや必ずや法を設けて彼等の狂盲を仰壓せざるべからず是れ監獄の法を設けて囚徒に對し懲罰を科する所以（一）なり古人言へるあり「習性となる」と味あるかな此言能く囚徒の性情を穿てる者と云ふへし何んぞなれば入監日稍久しきに亘る者は所謂監獄化し巧に看守者の間隙を窺ひ諸種の非行を爲し甚たし

きに至つては黙行をさへなすに至り殆んど身の囹圄に在るを忘却し此の監獄を以て第二の世界となし且夕熙々として一點の愁色たになきものゝ如し斯の如くにして豈に刑に希求する條件の一部を遂行するを得んや是れ監獄の法を設けて囚徒に懲罰を科する所(一)なり

懲罰の性質

古へ監獄思想の尙ほ幼稚なる時代に在つては有ゆる慘刑酷罰を施し以て囚徒を窘迫し遂に死に至らしめたる者さへあるは歴史の吾人に明示せる處なりされど憲法既に具はり刑法其他諸般の律令亦將に完備ならんとする第十九世紀末の今日に於ける監獄は決して復た昔日の慘を演ずべきにあらす況んや尤も人權を尊ひ自由を尊重せる歐米各洲の民人を收容せんとする我監獄に於てをやされは懲罰の性質たるや心的苦痛を感せしむるものを探ひ決して肉體に傷害を與ふるものを探るへからす現に懲罰として科せられつゝある關室減食等の種類は吾人決して首肯する能はざるなり監獄當局者たる者宜しく猛省する所ありて可なり

○監獄取扱事務互報通信の可否

在京都 半醉居士君

俚諺に曰く「人の振見て吾振直せ」とは其語俗調に似たりと雖も其眞意を分拆せば大に箴戒とすへきものあり「彼の日に三たひ我身を省みる」てふ古聖の遺教に勝るも劣らざるの分子を包含するあるへし人各自負心なきにあらす獨り己あるを知て他あるを知らざるは所謂井蛙の卑見のみ今や言論の發達人智の進捗又往昔の比にあらざるの今世紀に於て何ぞ恭々として井蛙の二舞を爲すの時ならんや眼を放て現時の事態を見るに洋の東西を問はず事の官私を論せず其智能を交換し其長短を補綴して以て事業の發達を企圖するの時なり此際宜しく吾同職者は彼我の智識を交換し以て大に斯道の發達進歩を計るは吾儕司獄の事務に與るものゝ大々的義務なるへしと信す抑も治獄の事に在ては監獄則あるあり或は之に隨伴して施行細則の規定あり一見治獄の要は既に容喙すへきの餘地なきか如く然り而して其實地に至ては敢て然らす此の監獄則等の規定は蓋し一の大綱のみ單

に其方針を指示したるのみ故に此の大綱より分岐したる輕小微細の取扱事務に至ては實に千緒万端而して各監獄又均一ならざるか言を俟ざるなり例せば甲監獄に於て可として取扱ふ事務も乙監獄の事に劣るあるを免れず丙に於て不利なる事柄も丁に於て採用せば大に利益せらるゝこともあるへく是等は地方狀態の然らしむる所故に彼れの長を探り我の短を補ひ彼我相交換し以て營々勉めて改善を爲し來り初めて完美の事業を遂げ得へきなり

以上論し來ては何を以て此の交換的通信を爲すか是れ則ち生か素に腦裡に往來して忘れざる處の互報雜誌發刊の事はなり其方法たる各監獄に於て苟くも治獄上に係る事柄は其戒護の事にあれ其所遇上の事にあれ渾て掲載し毎月一回之を發行し以て相互に頽配交換し其可否を討究論評し探るへきは之を用ひ捨つへきは之を棄て彼我取扱事務の如何を對比的に考查し或は參考に供し或は實地に採用する方法たり猶其交換區域に至ては宜しく全邦通して之を爲すを望むものなるも若しある事情の爲め全般に及ぼすこと能はされは其最近府縣の數監獄を一區域とし以て互報通信するも亦可なり而して此の互報雜誌にして弘

く看護者一般の看護するを得は其利益や實に少々にあらざるへし其方法區域の如何に至ては豫しめ茲に詳述し能はざるも兎に角其互報通信以て彼我の智能を交換するの所論に至ては既に前陳の如く然り是れ冒頭人に由て我を戒むへきの俗調は又此等を意味するものならん乎

論者或は之を難して曰く彼我の監獄吾特有たる治獄の機秘を漏泄するあらは彼に利なるも我に不利なる事情あるへく或は彼の是認する長所を輸入して我を利するは屑しとせずと評せん乎生は曰く何ぞ其利を願つを吝まんや何ぞ夫れ屑しとせざる事あらん今や一政府の下兄弟たる吾か監獄なり我の特拔を彼に輸出して其實効を得せしめは是れ實に愉快中の壯快と云はざるを得ず否斯道に従事するものゝ義務なるへければなり何ぞ彼れの短所を見つゝ對岸の火災視する無慈悲者流の觀念を有するものあらんや生は熱心に此事を希望し治獄の當局者に向つて謀る同情を促すものなり乞ふ忠實熱誠なる司獄官諸氏よ幸に其利否を攻究して以て論評を賜らは生の幸福何かあらん諸氏敢て一筆の勞を吝む勿れ焉

○當局者に寄語す

北條 松陽 生君

獄事の改良は日一日と進歩し今や奮態は全く脱却して野蠻的所遇は跡を絶ちたりと云ふを得可き乎内地雜居は近づけり白哲人種を我監獄に拘禁するの日は目睫の間にあるなり而して不幸我獄事は皮想上の進歩は顯著なるも内輪に至りては未だ全く野蠻的の行動吏員諸君より脱却し居らず或は大喝罵聲となり或は鐵拳乱打となり甚しきは囚徒と格闘するに至る嗚呼我獄事の体面を汚し塵を外人に招くものありとすればコハ囚人にあらずして吏員たるなり何故に斯くの如き失体あるかと云ふに多數の吏員中には精神的素養なく學識に乏しく監獄事業の感化主義たることを辨識するの能力なきもの多きに坐するなり所謂雅量なきの俗骨多きが故なり今や司獄官練習所の設置あるを見る之れ頗る慶事なりと雖も地方獄の下級司獄官の教習に重きを置かずば練習所如何に整美なりとも何の効果をも見る能はざるべし當局者は大に教習所の改善を舉行し吏員をして司獄吏員たる完全の資格を備ふべき人物を養成して以て其の局に

當らしめよ否らざらんば計策術數は徒勞に歸し去りて壁罵は斯道の上に来らん蕪言を陳じて一顧を求む妄言多罪

○刑事被告人所遇改善之先駭

在京都 瓢廼舍主人君

古聖言あり其罪を惡んで其人を惡まずと宜なる裁判事被告人を待つに無罪純白視せよとは治獄上の格言にして司獄の要に當るものは皆知悉する所なり故に囚人と其所遇を異にするは又贅辨を俟さる所然り而して其囚人と所遇を異にするの實地に至ては蓋し少許の差異のみ未だ著しき懸隔あるを見す此くの如きは其地方の狀勢に依り其人智發達の程度に伴隨して其一樣に然るを得ざるものあるへしと雖ども明治世紀の今日に在ては何ぞ藩閥時代牢屋的の醜遇を演ずるの地方あらんや是生の斷して疑を容れざる所なり夫れ然り吾京都府監獄の如きは此の所遇改善の點に至て實に其先鞭者たらざる可らず何をか改善の先鞭と云ふや乃ち吾監獄は頃者刑事被告人か喫食用として使用せし在來の食器を廢し代ふるに飯菜を盛るに

磁器製の物を以てし湯を興ふるに土瓶を以てするとは是なり讀者或云はん此等食器を改善するよりも寧ろ他の所遇法を改良するに如かずと生は答て曰く人の最も貴重する所のものは食慾に在り而して衛生の關係亦最も厚き所のものなり此の最も貴重すべき飲食物を盛るに汚穢不淨の器を以てせば病魔の依て乘する所となり又は被告其人者をして食を厭忌するの止むを得ざるの感を惹起せしむるに至るや明けし矣或は論者は曰く今にして此改良は少しく早計に失するの嫌ひなき能はずと評する者あらん生は斷して之を以て早計と爲さざるなり何となれば今時我邦の監獄は着々長足の進歩を爲し來りて既往十年の監獄とは實に其面目と一洗せしのみならず益進んで改良の域に進行しある今日に遭遇して何ぞ是等一二の改良を以て早計の嫌ひある者と爲さんや生は愈進んて是等に伴隨する大々的の改良を希望するものなり吾監獄か卒先斷行此の改良を爲したる當局者其人の

吾監獄か卒先斷行此の改良を爲したる當局者其人の意見は生の窺知するに由なしと雖ども其人を惡まざるの意に出たるものたるや生の確信する所なり生は此の改良實行の今日に於て實地に之を被告人に聞けり彼等は曰く此の食器改善の優遇に接して轉た感慨

に堪へざる者あり何ぞや此食器にして我家に在り妻子と共に喫食するを得は其樂みや幾倍早く處刑を受け以て家に歸り此の鐵窓裡に在て此の食器に對せし時の感情を以て妻子と共にせんことを望むと潜々涙を流して歎喜するを見たり然り感情の結果として此の言あり豈に怪むに足らん實に万言縷々説教的の言語を以てせんよりは此の一食器の改良は被告人をしらす嗚呼又美譽と云ふへし生は敢て自負誇張するものに非らず請ふ世の司獄當局者省みて吾監獄と同情を表せられんことを切望して止まず讀者以て如何と爲す敢て世の論評を待つ焉

○治獄官養成所の開始を待つ

在小菅 藤澤 茂君

回天の勢力陽氣の向ふ所山野の珍草欣々然として萌芽を發し積雪嚴冬の間永く鬱積阻碍せられたる梅樹は遂に偉麗粹美の花鄒郁爛熳たる香を放すに至る回天陽氣の力萬物を發育伸張せしむると夫れ斯の如し况んや天地の靈長たる吾人の意氣勇心勃々として天

を衝き山河を壓するの嘆なきに非ず此春陽駉蕩の機
 と共に進取一番登刷振の策を講せしめて可ならんや」
 然るに我衆議院提案の監獄費國庫支辦法案を可決し
 たるに咄向者貴族院は會期切迫の故を以て之を否決
 せり元來貴族院は博學實驗の士に富み國家の大局に
 通曉する濟々たる多士を以て組織せらる何ぞ計らん
 來議會に廻すも遲きに非ずと否決したるに至ては目
 下の國狀に通せざるの甚しき愚も亦極まれりと謂ふ
 可し殊に獄費國庫の負擔は現時社會の輿論にして下
 院に於て異議なく通過したるは全く民意を代表した
 るを表明するに足るものなり加之條約改正實施の結
 果監獄改良は目下急務中の急務なりと謂はざるを得
 ず

國家の生存社會の安寧に危害を與へたる下等細民を
 改過遷善せしむるの機關を改良すること遅々延巡す
 るは國家百年の大患を増すの恐あり吾人は監獄を以
 て國家の大患たる犯罪を除去撲滅する最終の救済所
 と信すればなり

嗚呼吾人は我貴族院の軟弱にして其行動日に非なる
 を知るも雖も同案たに至ては國家の爲め歡迎せんこ
 とを豫期したるに事全く之に反するの不幸を看る今

や地方の細民重税の負擔に泣き加ふるに此負擔未だ
 免れざるを以て日に菜色を増す地方細民の爲め慨嘆
 に堪へざるなり

爾來監獄改良に就ては斯道の論客口を極めて唱導す
 ること已に久しと雖も悲し哉我法制の然らしむる所
 地方の經濟之を許さず爲めに人材の登用監房改築等
 一も意の如くならず唯机上筆を弄して痛嘆するに過
 きざりき然るに漸やく治獄上の經費は國庫の負擔に
 移らんとし人材の登用監房の改良等は著々斷行する
 ことを得へしと兩院の通過は恰も大旱の雲霓を待も
 雷ならずさりし當局者の違算實に察す可きものなきに
 非ず

蓋し此治獄上の經費を國庫に移すの議は縱令議會に
 破るゝこと再三再四なりと雖も改良は焦眉の急務に
 屬するを以て當局者其一着として監獄學校を設置し
 て治獄官を養成するの舉ありと聞く想ふに治獄上の
 事務たる優に特別の技能と經驗とを要し獻身的の事
 業なれば凡庸俗吏を直に採用すること能はず故に特
 に斯道樞要の學課を授けて其局に任せんとするにあり
 是斯道將來の爲め一大慶事と爲さるるを得ず殊に
 内地雜居の期も亦目睫に迫り治外法權の體風撤去せ

られて歐州各國と將に對等の位置に立ち國際公法
 上國の内外を問わす犯罪必罰の原理は一般に實行せ
 られ犯人は總て我監獄に收容せざる可かず故に言語
 の不通は勿論從て内外交渉の事件は益々頻繁多事な
 らんとす此時に當て治獄官たるもの多少各國の法制
 風土人情に通せされは到底感化遷善の實を擧ぐるこ
 と能はず政府の用意周到なること至れり盡せりと謂
 ふ可し

改過遷善自懲他戒は治獄上の要旨なりと雖も其方法
 手段の如きは先聲之を研鑽討究して世上已に定論あり
 敢て吾人の喩々を要せず蓋し國法上より斯道の觀
 察を下せば最も高尚にして添遠微妙なる學課の一に
 屬す彼の頑冥無智の囚徒の如きは是を感化せんと欲
 せば須らく哲學的觀念と心理學的の思想を以て之を
 遇せざる可らず又社會の犯罪を撲滅せんと欲せば社
 會學上より其現象を攻究せざる可らず單に法律一片
 の智識に因り處理することを得へき行政事務と同一
 に論ずること能はざるなり夫れ斯の如く該博なる智
 識と經驗とを以て處理すへき繁雜至難の事業なれば
 監獄學校設置の企圖豈偏然徒事なりと謂ふことを得
 んや要之治獄制度は法制の完備と執法者の適任とを

該て始めて完全なるを得へし如何に其法制完備する
 も執法者適任ならんは到底治獄の目的を達すること
 と能はずして徒法空文に終らん而已吾人は斯道將來
 の爲め監獄學校の開始一日も早からんことを希望す
 る所以の理由も全く茲に存するなり

○在囚を調査して感あり

在兵庫 今吉 生君

客觀的に單に其の形式よりして之を一瞥すれば均し
 く是れ赫衣垢面の罪囚のみ均しく是れ社會の秩序を
 破り國家の法律を犯せる者のみ共に皆人世の毒に
 して社會の健康を傷くる有害なる原因たるなり疾病
 に於ける原因は峻烈なる藥劑の力によりて其撲滅を
 計るが如く彼等も亦ただ嚴酷なる刑罰によりて其
 の滅盡を期すべきか然れども退て深く彼等の内容に
 就て其の種々纏綿の事情を考察し以て其由來の原因
 を尋釋すれば彼等が世の秩序を紊り國の法網を破ぶ
 るに至り終に社會の毒となり人世の健康を傷くる
 有害ばちるすに至りし所以の者も強ち彼等が先天的
 の遺性によりて然るにあらざして又た大に後天的事
 情の感染する處となりて然るに至りしものあるを認

めざんばあらず然は此等有害なる社會のばちるすを滅盡するの法も單に形式的に表面上の法規にのみ依りて之れが壓抑とのみ勉むるむ其勞大にして却て効果の甚だ少きは勿論の事なれば其法方を他の方途に取立て大に教育の組織を計り其普及に勉め公共的慈善團體を組織して無告の少年をして未だ社會の惡感化に染まざるに救ひ以て犯罪の因を絶ち又た刑餘たるなきの徒を保護救済し以て再犯の累を去り一方には又た國家經濟の許す限度に於て監獄の制度を改め監房の如きも分房の制を取り内外相俟ち相輔けて事に茲に従はば希くは社會一般の生靈をして各其處を得せしめば國家の繁榮彌々益々盛となり以て人文の進化をして其面目を改めしむるに至るべきなり此理想を現實ならしめんことは吾人の切に希望する處にして一歩一歩吾人は此理想に向て勉めずんばあるべからず

余は常に茲に感あり嘗て試みに公務の寸隙を以て左表の罪囚五十五人に就き其犯罪の原因其他に就き聊か調査したるものあり今之れを表となし簡短に自己の意見を附することとせり

竊盜再犯以上の年刑者に係る調査

第一項 父母との關係

父母を有する者	父のみ有する者	母のみ有する者	父母共になき者	繼父母等に養はれし者
八人	十一人	十六人	二十人	二十人

第二項 家族との關係

長男の者	次男以下の者
三十九人	十六人

第三項 幼時の状態

十二歳以下にて父の許を去りし者	十六歳以下母の許を去りし者	全上の者
七人	十六人	

第四項 教育の程度

書簡を認り得る者	算上認め得る者
六人	四十九人

第五項 生活の状態

商業者	労働又は職工	無職業
十二人	三十人	十三人

第六項 犯罪者の關係

單獨にて犯せる者	共犯者
三十九人	十六人
共犯者の内獄中に於て相知りたる者九人あり	

第七項 慾望の種類

女	色	飲	酒	賭	博
十八人	二十四人	二十三人	慾望は兩々相兼ねる者多し		

第八項 犯罪者の年齢

廿歳以上廿五歳以下	廿六歳以上卅歳以下	卅一歳以上四十歳以上	四十歳以上
二十二人	十四人	十三人	六人
一人			

單に是れ僅々たる經驗と調査たるに過ぎされば之を以て俄に歸納的推斷を下さん事は素より早計の沙汰なりと雖も其因果の大体わ之によりて充分其傾向を覺了するを得べし

其第一項に於ける父母との關係に就て見よ彼等の多くは温なる父母の愛情に浴することを得ず冷淡なる繼父母等に養はれて其の苛酷の待遇を受け俯仰訴ふに處なく空しく暗涙を呑んで歲月を重ね終に自棄自

暴に陥り惡徒の群に入り竟に今日の結果を來したるを嗚呼彼等も是れと等しく帝國の臣民なり若し夫れ幼時の境遇をして此の如く悲惨ならざりしならば恐らくは社會の良民として其生を全ふすべかりしものならん誠に遺憾の極みならずや世の教育家の常に唱ふるが如く兒童は尤も模倣性に富むものなり彼等を以て順良の人たらしめんと欲せば慈愛の至情を以て温良なる養育を受けしめざるべからず冷然鐵の如き家庭に人となりたる者如何てか殘酷人たらざるを得んや特に最も吾人注意すべきは第二項に於ける犯罪者の長男に多きこと是なり嗚呼世の父母たる者世の志ある者三度ひ茲に思ひを回らさるべからず世の多くの父母は其長男を得たるの喜びに酔いて其の愛に溺れ兒童をして我儘ならしめ常に其の慾望を満たさしめ終に彼等を忍耐なく自制力なく艱難を避け逸樂に就き我慾はれ事とするの人となり一定の作業を思みて無賴の徒と化し去らしむるに至るなり是れ罪囚五十五人の中男長の數實に參拾九人の多きに達するによりて明かに證明するものなり豈に思ふて又思はざる可けんや更に第三項を見よ彼等の意思未だ確固たらざる中に早く已に監督者の許を去りて無賴

眞の群に入り種々の悪模倣を見聞す其惡徒たらざらんと欲するも得へからず見等は是れ社會の病原たる原菌と化すへき卵子なれば其未だ孵化猛獵を逞せざる時期に於て社會は大に是か撲滅に勉めざるへからざるなり試みに是れを百分比例せば 四一、八一となりなり思ふて茲に至れば悚然として膽の冷なるを覺ゆ慈善的團體を組織して此等の者を救ふに切なる實に焦眉の急と謂ふ可し矣尙ほ第四項無教育者の多き漸く信書を自書し得る者百分の一〇、九五にして其の信書を自認するも僅かに意を通するに過ぎず文章の体を備へ稍や見るに足るへき者殆んどあるなし於茲に教育普及の切要なるを感ずると同時に世の教育者に其救済を絶叫せざるを得ず第五項に示せる奇異なる現象は強て怪しむに足らず或は日常聊かの生活の業に従ふの必要もあらん或は調査の際録面皮にも窃盜專業たるの答辨に愧ぢ殊更に親の業名を詐り或は隣家若くは友人の業名を假稱するものもあらん然れども余の愚察に依れば彼等の多くは窃盜のみを以て生活なし居る者と思考す而て其窃盜の種類に付ては未だ正確なる調査を得ずと雖ども多は招牌付の者にして夜商人又は拘摸等の類なりとす第六項は別に

説明せず但し獄中に於て共犯者を得るの事實は大に留意すへき點にして此の事を以ても愈よ分房制の必須なる所以を知るに足る第七項犯罪者の然望に於る現象は是れ犯罪を醸成する原因にして前に第二項長男の條下に於て異論せるか如く幼少より忍耐力なく常に我慾を縱にする結果竟に慾望の爲に良心を滅はし恒に慾望を滿たされば已まざるの習慣を造り該慾望を滿たすか爲めには其方法を撰まざるに至り終に道徳を破り法網を犯すの惡徒と成り果つるに至るなり最後に第八項犯罪と年齢の關係を見るに年齢を重ねるに従ひ漸々其數を減し四十歳に至りて更に若しく其數を減せり依之觀之或人の所謂習慣犯罪者は最早改其絶望の罪囚なりと嘆息せられたる論旨に服従するを得ず是等に就き當署教誨師魚返哲乘師のものされし月表等を參酌して聊か愚見を述べ以て大方諸賢の叱正を乞はんと欲する條件ありと雖ども并は他日を期す嗚呼思ふて茲に來れば家庭に於て其方に必要なる所以少年中に於て教育の必要なる所以成人に於て一定の職業を有し社會團體の中に身を置くの必要なる所以を知ると全時に又た是等の裏面即ち暗黒慘憺たる逆境に在るものあるを知らざる可からず余

の知らざる可からざると謂ふは是れを知る只た冷然氷の如き眼を以て見知するに止めず同情熱して沸かんとする慈善博愛の心眼を以て髓に腦裏に確認せられん事を望むなり轉逆順歸其境を得せしめば只たに個人の幸のみならず四海波靜なる大世の慶事とや云はん此の隣む可き同胞を救ふの一事は世の慈善家博愛家金満家の雙肩に懸れり最早其の必要は事實に現はれ時々刻々其の實行を促しつゝあるの觀あり起てよ慈善家奮えよ博愛家更に大に奮起せよ金満家諸士よ將に對等條約實施の期は瞬間に迫まれり彼れ緑眼の早起者も今や吾が帝國の表面は儘に認識したり彼れ進て帝國の神髓を味ふに至りて益々敬服せしめざる可からざるの時なりとす別荘に高樓を築き妾宅に細腰を養ひ春花秋月豪奢に時と金を費すの時期にあらざるなり天の命する處に従へよ社會の必要に應せよ一人を救ふは世界を得たよりも貴としと云ふに

○分房拘禁制と其囚人の處遇に就て

在根岸 吉田徳太郎君

罪惡の傳播を防遏し依て以て犯罪に基く社會の危害

を除かん事監獄改良上今日の急務に屬す蓋し監獄改良の目的たる要は只だ社會の危害を除き國家の寧靜と臣民の幸福利便を増進せんとに外ならざればなり思ふに社會の一大固疾たる彼の犯罪の魔力をして未だ其猖獗を逞しうするに違あらざるに先だち是れが勢力を挫き社會に流す害毒を警防すべきは尤も必要の事にして監獄改良今日の趨勢亦罪惡浸染の豫防策を講ずるを以て唯一の最大緊急の問題と爲すもの、如し嗚呼善哉罪惡傳播の豫防方法手段とするに羶君分房拘禁制度を以て完全無缺の監獄良度なりとは學者是れを唱へ實務亦是れに和しつゝあむ

而して吾日本帝國に於ける分房拘禁制度たるや未だ完備の域に達せずと雖ども亦分房制の萌芽として階級的分房の施設なきにあらざり而して余輩親しく分房拘禁の方法を見先づ分房構造の方法如何に就き廣く斯道の識者に教を請わんと欲する者なきにあらざりと雖ども此は本論の目的にあらざるを以て深く論究せず只だ構造の利害に就き一言すべきは個々自由に隣房通聲を防遏するの設備こそ分房構造の上に必要の第一に感ずる處なり彼の分房制度を非難する論者が骨髄とする處の所謂精神病者増發の如きは夢想だに感じ不能る事にして寧ろ正反對に常に騒狂の癖ある囚人も一度分房に獨居拘禁するや沈靜能く前非を悔悟するに至れるものあるを見る嗚呼吾日本帝國に於ける分房制度前途恰も某氏の所謂春の海の如しと云

ふべきなり然れども吾日本帝國の如き分席制實
 施の經驗に乏しき今日の所謂創業の時代に在つては
 宜しく萬事に細心留意し苟くも分席拘禁の主義に背
 馳するに至るなきを期せざるべからず彼の徒に古昔
 苦痛を興ふるを以て目的とし別監なるものに拘禁し
 たるが如き思想にて囚人を處遇せんが獨り分席拘禁
 の主義に背馳する而已ならず毫も分席拘禁の實効を
 奏する不能るに至る故に先づ森嚴侵す可からざる紀
 律の下に獨居分席に拘禁せんとするや宜しく囚人の
 種族性行等詳察し専ら分席拘禁に適中すべきものを
 撰擇拘禁し同時に一面法律規則の許す限り適法の處
 遇を加ふるべからず而して其適法の處遇とは何ぞ
 や典獄の類々たる訪問乃至は教誨師其他上級司獄官
 の訪問運動入浴理髮書籍者讀書信接見作業の撰擇等
 普通雜居監に拘禁する囚人よりは寧ろ優に處遇する
 の方針に出でざるべからず然らざれば遂に彼れ分席
 拘禁囚をして遷善改過罪惡の念を絶たしむるに至る
 不能る而已ならず却て自暴自棄罪惡の念を増長せし
 め彼れ囚人をして亦救正すべからざるの不幸に陥ら
 しむるなきを保すべからざるなり
 夫れ若し分席拘禁囚をして以上の如き結果を見るに
 至らしめんか獨り分席拘禁の主義に背馳するに止ま
 らず延て將來吾日本帝國に於ける分席制度實施の上
 に一大障害を貽すに至る

○看守の休養を如何せん

在東京 伏龍 君

近來看守にして懲戒免官の多きを見る實に治獄の欠
 點にして慨嘆すべきの一大事なり(懲戒免官か治獄
 の上に如何程至大の關係を有つやは當局者の能く知
 る所今茲に駭辨を省す)抑々此原因那邊にあるやを
 探究し來れば他なし其職務の激に過ぐるに基く與大
 なり於茲乎休養の必要を益感すると共に其の之を行
 ふの急務たるを感す休養の事已に當局者の焦心せら
 るゝ筈にしあれども是是二字や形式に流れ實の擧か
 ざるを如何せん嗟々

○監獄雜感絕句詩

在神戶荒田 夏川鷹五郎君

衙門嚴出入 堅固鎖不開 日夜端然守
 叩關先紀來 其一

青州曰可謂嚴勤矣
 日夜行巡劇 專心戒護躬
 何日見其功 其二 勉勵殊徹骨
 同日勤勞可想 其三 馳驅趁與趁
 一隊輕裝樣 其四 已見多々瘡
 已覺健康成 其五 深痕猶萬縷
 同日勇氣溢紙上 其六 盛飯忙無極
 病軀移臥褥 醫藥幾回々 其七 驛々齊探箸
 此生誰賜哉 其八 其八 途々嚴警戒

○戒護者に檄す

碩田 佐藤 久山君

華散り果てゝより。いくらにも成り侍らねど。何と
 のぞ。物淋敷心地するならめ。况而。此頃の習として。
 空も掻き曇り。心さへ。晴れやらじ。殊に四隣寂と
 して人定り。唯遙に雞犬の聲を洩し。時露夜三更の丑
 の頃。遠ち近ち。流るゝ星と見る斗なる螢こそ。吾
 身を焦す様見れば。思ひやられて。最と憂きし限りに
 こそ。尙物足らぬにや。東風に雨さへ吹き添ひて。
 シボく。とぬれがみぞして。獄事戒護に氣を配
 り。燈火はさながら牢番と思は敷。且此日に限り。
 四モ八モ。咫尺を辨する能はざる闇の夜に。不圖
 遠き村里で。獄屋に委敷物語りするを。窃み聽きし
 て。此に筆とりぬ。大方の心有る諸士。試みて正し
 給は。こぞなき幸になむ。』

同日飯思不可忘 又日曰々改一令如何
 首笠腰聯鎖 一群成隊行
 嗚咽如味香 其七
 咽鳴頓啜餒 其八
 只期生養身 其六
 電禁烟熾起 其五
 奈織出科何 其四
 婦女專機杼 其三
 病軀移臥褥 其二
 此生誰賜哉 其八

華散り果てゝより。いくらにも成り侍らねど。何と
 のぞ。物淋敷心地するならめ。况而。此頃の習として。
 空も掻き曇り。心さへ。晴れやらじ。殊に四隣寂と
 して人定り。唯遙に雞犬の聲を洩し。時露夜三更の丑
 の頃。遠ち近ち。流るゝ星と見る斗なる螢こそ。吾
 身を焦す様見れば。思ひやられて。最と憂きし限りに
 こそ。尙物足らぬにや。東風に雨さへ吹き添ひて。
 シボく。とぬれがみぞして。獄事戒護に氣を配
 り。燈火はさながら牢番と思は敷。且此日に限り。
 四モ八モ。咫尺を辨する能はざる闇の夜に。不圖
 遠き村里で。獄屋に委敷物語りするを。窃み聽きし
 て。此に筆とりぬ。大方の心有る諸士。試みて正し
 給は。こぞなき幸になむ。』

は一區二區三區の有償者同坐すれば其出來事を話
さんとすれば兩端の各囚は戒護者の動作を注意す
故に新任戒護者は燈火を前射しつゝ線路内を足音
靜なるも一を缺ぐ點より前知せしむる云々又轉役
等

問如何なる教誨を聽聞して涙を流すや
答地極々樂及忠臣義士の教誨を聞くも積惡無賴の徒
は平然互に密話をなす寸隙あるは戒護者は此話を
重んずる様な都合なれば也然れども祖先及妻子、
親兄弟の教誨を以て始て堂靜にして泣くもの多し
故に間々涙に暮れ果て、寝ぬる者あるときは各囚
共熱心に改心の傾向あるとき左なくば寢んとする
も何どのう騒しく候と云ふ

問何故に犯則者多きや
答戒護者は受持工場より犯則者の出ざるを榮譽とし
行政は怡として不省不公平なる處置等より吾身の
嚴罰を意に介せざる也而妻子の教誨を聽聞して泣
く位の善智心有れば或は教師たり父母たり兄弟た
り共決而戒護者を侮る等の事はなさじ却て粗暴殺
伐者には遠慮する處あらざる耳か心中反動を起し
終に仇敵となり益々恐懼心なきに至る
問然らば如何なるへき乎
答親切丁寧なる戒護者をば神の如く佛の如く思ひ侍
りて其人には各囚共一同快く勉強し且つ陰闘きと
もなさず雜話するものあれば互に某のときは犯則

する勿れと制し合ひ一層作業に精品する志あり心
持ち忠順するは囚人なれば囚人程抗氣心に富めり
と語れり
問何故に習慣犯者となるべきや
答惡友を遠けんご欲すれども監視有る爲め是を避る
能はず不得已同飲同食の末夏を過ごさば暑を忘る
ゝに至り終に救助難の効なきに原因せり且獄中に
て作業に熟するも社會に於て之を爲さんとするも
信用と自然種義とに妨碍せらるゝを以て也

問有償囚を見て感化心を匿起する乎
答強て望ましからず是を望まんと欲せば最と容易な
りき唯夜勤看守及日勤戒護者の目前於てさへ轉々
謹慎せる振りすれば則教令及獄則を遵守し改心の
情作業に勉勵なりと看守長に申報し勘査の期日を
俟ちなば必ず其意を遂ぐ故に代務者等に迄該勘査
等に立合はしめざるは一の幸ならむ何となれば心
淺き爲め代務者の時初て自鏡の鏡を發出すれば也
若し代務者等に至る迄立合の場合に及ばば或は受
償者尠少なむと

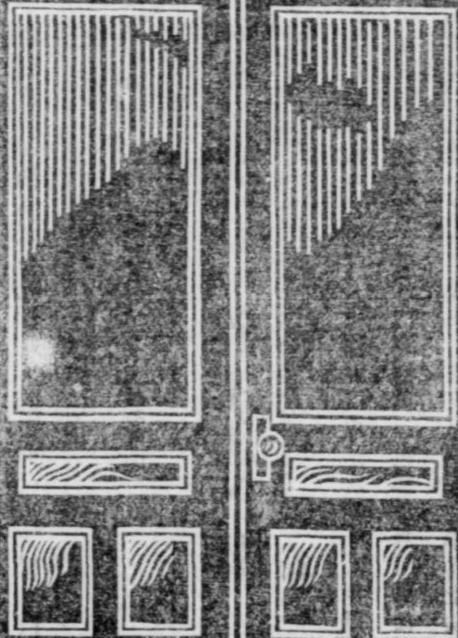
右様の件々を耳にしてより尙他に心當りし事多けれ
ば重なる條件を課長に迄卑見を提出して鴻恩の萬一
だも報せむと謀りし十箇條なれども秘密に渡る物多
ければ敢而爰に除す
十箇條の條件は
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

洋服調進
和洋織物內外雜貨

官廳御用

合名
會社
鈴木組商會

電話本局七六一番
東京日本橋區元町四番地



拜啓陳者弊店儀十數年來警視廳并ニ各府縣巡查看守被服及朝佩劍等汎ク警察官司獄官ニ要スル服具ヲ專務トシ公私ノ御用命ヲ蒙リ候段忝ク奉存候然ル處昨年業務擴張ニ伴ヒ從來營業ノ被服并ニ付屬品ノ外更ニ内外雜貨品ヲモ取扱可申候就テハ爾後一層諸事注意ヲ加ヘ確實ヲ旨トシ比較的他ニ劣ラザル様勉勵ノ上調進可仕候間何卒舊來ノ御眷顧ニ倍シ不相變多少ニ拘ラス公私百般ノ御用仰付被下度此段偏ニ奉願上候

東京市日本橋區元大工丁四番地
(電話本局七六一番)

和洋織物被服類及内外雜貨商
合名 鈴木組商會
鈴木宗兵衛

尙典獄看守長制服類及付屬品定價表別記ノ通りニ御座候ニ付御注文ノ節ハ御申越次第寸法用紙御送呈申上候間雛形ノ通り御記入被下候得者早速調製可仕發送ノ儀ハ代金引換小包郵便等ノ御便利モ御座候ニ付如何程遠隔ノ地方ニテモ聊カ御不便ハ御座ナク候間續々御注文ノ程偏ニ奉希上候

營業種目

進調服制			品目	員數	特別一號	第一號	第二號	第三號			
冬夏服外套	內國製軍艦絨	外國製軍艦絨	晒紺小倉雲才類	和洋フランネル類	和洋製毛布類	金巾木綿類	和洋糸類	朝子類	刀劍刀帶類	腕貫呼子笛類	手袋靴下類
卸尾錠類	グートル類	靴并ニ製皮類	製靴素品類	椅子テーパー類	以上ノ外諸雜貨	室內粧飾品一切	諸器具器械	諸帳簿類	擊劍道具類	工業用素品一切	
典獄正服上衣	一枚	金三拾圓	金廿七圓五拾錢	金廿五圓五拾錢	金二拾三圓	同上零服上衣	一枚	金拾三圓	金拾一圓五拾錢	金拾圓五拾錢	金九圓五拾錢
同上	一足	金八圓五拾錢	金七圓二拾五錢	金六圓七十五錢	金六圓二拾五錢	同上	一足	金廿七圓	金廿五圓	金二十二圓廿錢	金二十圓八拾錢
同上甲種外	一組	金廿七圓	金拾二圓	金拾一圓	金拾圓	同上乙種外	一枚	金拾三圓五拾錢	金拾二圓	金拾一圓	金拾圓
看守長正服上衣	一枚	金二拾五圓	金二拾二圓	金二拾圓五拾錢	金拾八圓	同上零服上衣	一枚	金拾二圓五拾錢	金拾一圓	金拾圓	金九圓
同上	一足	金七圓八拾五錢	金六圓七拾五錢	金六圓二十五錢	金五圓七拾錢	同上	一足	金七圓八拾五錢	金六圓七拾五錢	金六圓二十五錢	金五圓七拾錢
同上甲種外	一組	金廿三圓七拾五錢	金二拾一圓	金拾八圓五拾錢		同上乙種外	一枚	金拾一圓			
同上乙種外	一枚	金拾一圓	金拾圓	金九圓							

品目	種別	品質	獄看守長
正	特別一號	銀台	金六圓五十錢
	第一號	銀台	金五圓七十錢
帽	第二號	銅台	金三圓九十錢
零	第一號	一個	金二圓五十錢
	第二號	一個	金二圓三十錢
	第三號	一個	金二圓三十錢
朝	甲	銀台	金十圓二十錢
	乙	銅台	金六圓五十錢
肩	甲	銀台	金十圓二十錢
	乙	銅台	金六圓五十錢
章	甲	銀台	金十圓二十錢
	乙	銅台	金六圓五十錢
飾帶	上等	一節	金三圓七拾五錢

品目	種別	品質	獄看守長
佩	第一號	村田刀入	金九圓
	第二號	日本刀入	金八圓五十錢
劍	第三號	洋刀入	金七圓五十錢
刀帶	ゴム皮製	一本	金二圓七十錢
正	甲	銀台	金二圓七十錢
	乙	銅台	金二圓
緒	丙	絹糸製	金四十五錢
	甲	絹糸製	金四十五錢
	乙	毛糸製	金參拾五錢
	乙	毛糸製	金三十錢

但 本表中典獄正服上衣襟特別縫繡ナレバ特別一號ハ金一圓五十錢一號二號三號ハ金一圓八十錢宛
 増看守長正服上衣襟特別縫繡ナレバ特別一號ハ金壹圓一號二號三號ハ金一圓五十錢宛増加亦典
 獄看守長客服上衣袖并に袖章惣縮レナレバ金七十錢宛増額ス